

第 1 期

八代市成年後見制度利用促進計画

令和 3 年度～令和 5 年度



八 代 市
令和 3 年 3 月

目次

第1章 八代市成年後見制度利用促進計画の目的	1
第2章 八代市成年後見制度利用促進計画の概要	2
1. 八代市成年後見制度利用促進計画の位置づけ	2
2. 八代市成年後見制度利用促進計画の期間	3
3. 八代市成年後見制度利用促進計画のための取組および体制	4
第3章 成年後見制度について	5
第4章 成年後見制度に関する現状と課題	6
1. 成年後見制度に関する現状	6
2. 成年後見制度に関する調査	16
3. 成年後見制度に関する課題	29
第5章 計画の基本目標とその取組	30
1. 基本理念	30
2. 基本目標	31
3. 主要施策	32
第6章 重点施策	36
1. 広報機能の充実	36
2. 関係機関の理解促進	37
3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・整備	38
4. 成年後見人等の確保	42
第7章 計画の評価および進行管理	43
《参考資料》	
1. 成年後見制度の利用の促進に関する法律	46
2. 八代市成年後見制度利用促進審議会条例	51
3. 八代市成年後見制度利用促進審議会委員名簿	53
4. 八代市成年後見制度利用促進計画策定経過	54

第 1 章 八代市成年後見制度利用促進計画の目的

平成 12 年（2000 年）、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉に関する様々な法律の改正等が行われました。

高齢福祉分野においては、介護保険法が施行され、従来の措置制度から利用者が事業者と契約する契約制度へと転換されています。その後、障がい福祉分野においても、支援費制度や障害者自立支援法が制定され、介護保険制度と同様に措置制度から契約制度へと移行しています。

このように契約制度が主流になってくると、判断能力が不十分な人は、日常生活や社会生活を営む上で様々な課題や困難が生じてしまう恐れがあることから、不利益を被ることなく、社会福祉サービス等を利用できるよう、成年後見制度が開始されており、今後、一層の普及・啓発を図ることが求められています。

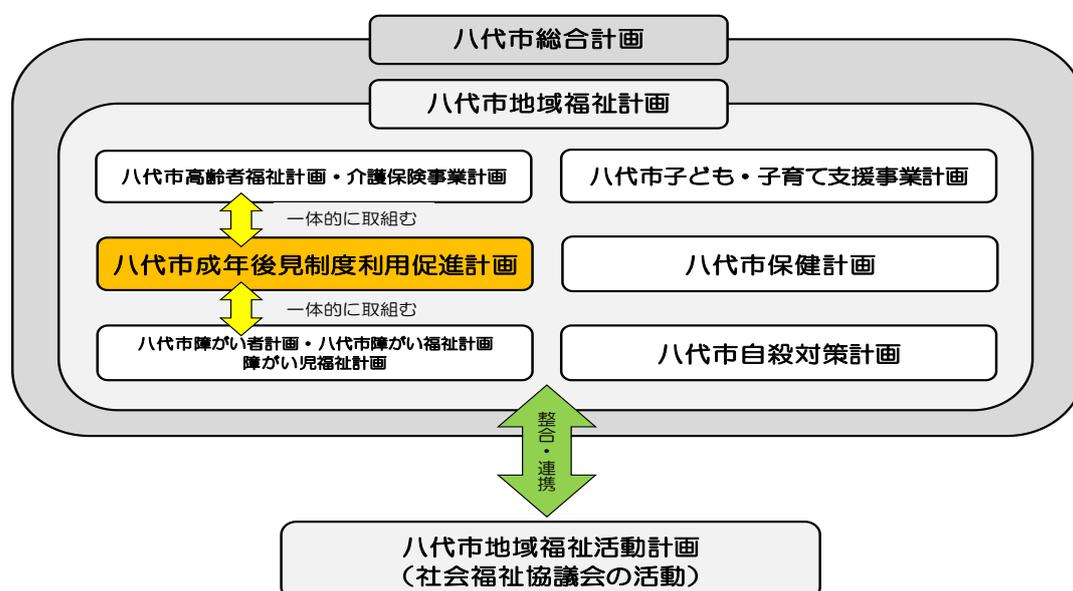
国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がいのある人を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）（以下「法」という。）を制定し、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）（以下「国の基本計画」という。）を策定しました。

法において、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の措置を講ずるよう努めること」とされていることから、八代市（以下「本市」という。）においても、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、八代市成年後見制度利用促進計画を策定します。

第2章 八代市成年後見制度利用促進計画の概要

1. 八代市成年後見制度利用促進計画の位置づけ

法第14条第1項において、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされており、本計画は関連計画である「八代市高齢者福祉計画・第8期八代市介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）、「第4期八代市障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）と一体的に連動して取組み、「第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画」（令和2年度～令和6年度）とその他関連計画との整合、連携を図ります。



「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 八代市成年後見制度利用促進計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、年度ごとに達成状況や進捗状況を評価・点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

■市の計画および期間

名称	年度 計画期間	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
		総合計画	8年	第2次						
地域福祉計画	5年	第3次	第4次					第5次		
成年後見制度 利用促進計画	3年				第1期	第2期				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	3年	第7期		第8期		第9期				
障がい者計画	6年	第3期		第4期						

3. 八代市成年後見制度利用促進計画のための取組および体制

本計画は、以下のとおり、「八代市成年後見制度利用促進審議会」「八代市成年後見制度利用促進会議」「意見公募手続（パブリックコメント）」により、市民、医療・福祉関係者、司法関係者、学識経験者等からの意見をもとに検討を行い策定しました。

(1) 「八代市成年後見制度利用促進審議会」による審議

設置：令和2年5月

構成員：熊本県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート熊本支部、熊本県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ熊本、熊本学園大学、八代市医師会、八代郡医師会、八代市社会福祉協議会、八代市民生委員児童委員協議会、相談支援事業所、八代市地域包括支援センターオブザーバーとして、熊本家庭裁判所

内容：法第14条第2項「市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」に基づき、八代市成年後見制度利用促進審議会条例を制定、令和2年4月1日施行。

条例に基づき、審議会を開催し、本計画について幅広い意見を聴取し、その反映に努めました。

(2) 「八代市成年後見制度利用促進会議」での検討

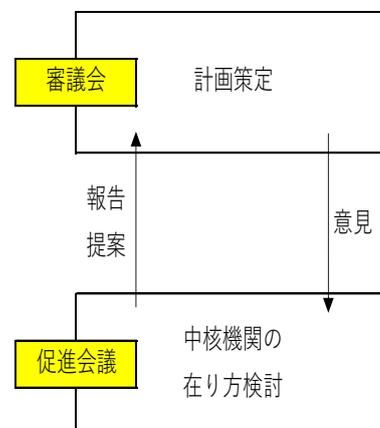
設置：令和元年7月

構成員：成年後見センター・リーガルサポート熊本支部、熊本県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ熊本、八代市社会福祉協議会、相談支援事業所、八代市地域包括支援センターオブザーバーとして、熊本家庭裁判所

内容：成年後見制度の利用促進に係る中核機関の機能、役割、運営について検討する作業部会的な役割を担います。

本会議で出た意見や協議内容を基に、各方針、施策案を作成し、成年後見制度利用促進審議会に諮りました。

【R2年度体制】



(3) 市民意見の公募と計画への反映

実施：令和2年12月15日（火）から令和3年1月8日（金）まで

内容：意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、市民から幅広い意見を聴取し、その反映に努めました。

第3章 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障がい若しくは精神障がい等で、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。主に以下の2つの支援を行います。

支援を行う人を「成年後見人等」、支援を受ける人を「成年被後見人等」と呼びます。

財産管理

成年被後見人の預貯金の管理、不動産等の処分、遺産分割等の財産に関する契約等についての助言や支援を行います。

身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払い等、日常生活に関わってくる契約等を支援します。

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」に大別されます。

① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になったときに、本人や配偶者、四親等内の親族等が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が本人に合う成年後見人等を選びます。

この場合、本人の判断能力の程度によって、さらに3類型に分けられます。

本人の状況	後見の種類	支援内容
判断能力が欠けている	成年後見 (成年後見人)	財産を管理し、利用者本人に代わって契約を交わしたり、本人が誤って交わしてしまった不利益な契約を取り消すことができます。
判断能力が著しく不十分	保佐 (保佐人)	借金や相続、家の増改築等の重要な契約には、保佐人の同意が必要です。保佐人の同意を得ずに交わされた契約は、取り消すことができます。また、家庭裁判所が定めた範囲に関して、契約の代理を行います。
判断能力が不十分	補助 (補助人)	家庭裁判所が定めた範囲に関して、契約の代理や取り消し等を行います。

② 任意後見制度

本人が、「将来認知症等になったときの財産管理等が不安」という場合に、事前に成年後見人等を選んでおき、その人と契約を結んでおきます。

この場合の成年後見人等を「任意後見人」と呼びます。

本人の判断能力が不十分になったあと、財産管理や身上保護等の事前に契約で定めたことを行います。ただし、本人が行った法律行為を取り消す権限はありません。

第4章 成年後見制度に関する現状と課題

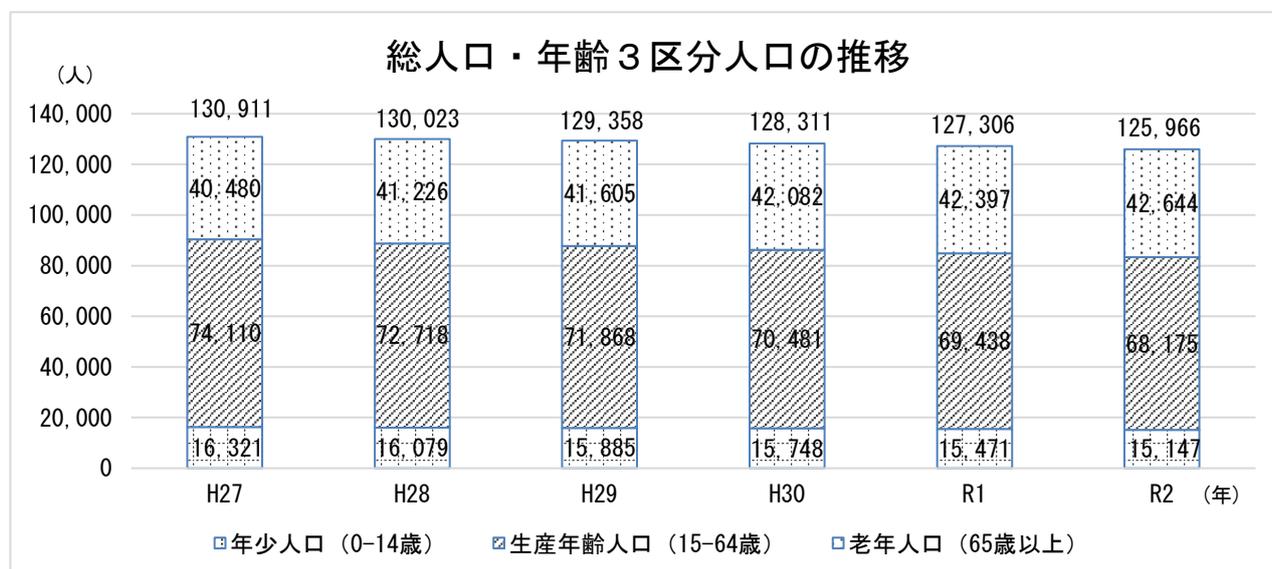
1. 成年後見制度に関する現状

(1) 総人口と高齢化率

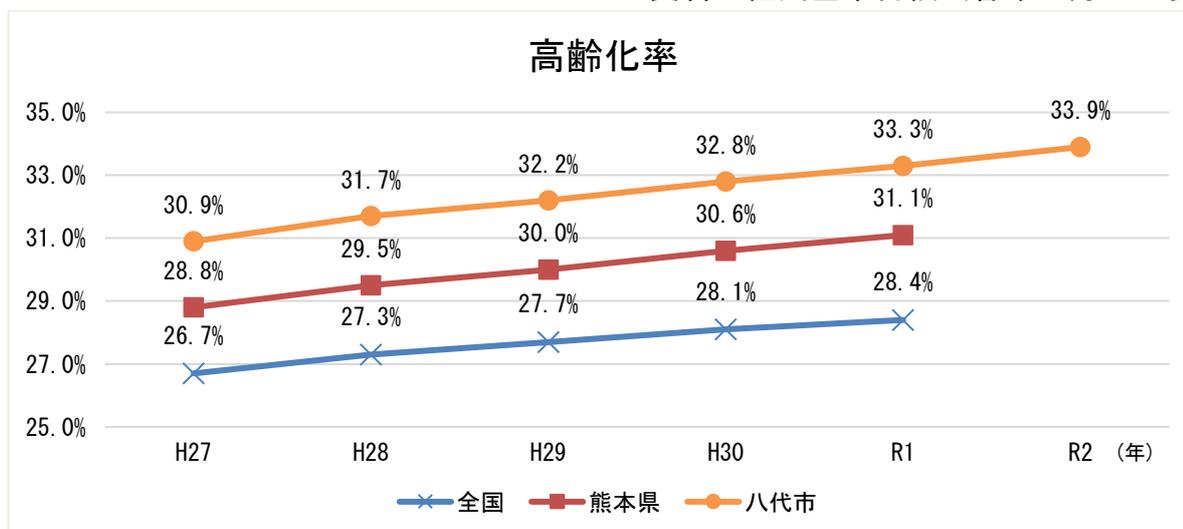
本市の総人口は、令和2年4月1日現在、125,966人となっており、近年減少が続いています。

しかしながら、65歳以上にあたる老年人口は42,644人と、平成27年と比較して2,164人増加しています。それに伴い、高齢化率も右肩上がりになっています。

なお、平成27年には、すでに全国および熊本県の高齢化率より高く、平成28年以降も伸び続けています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（全国・熊本県：各年10月1日現在／八代市：各年4月1日現在）

本市内においても、高齢化率の地域差があり、地域包括支援センターの地区ごとに比較すると、第1圏域および第6圏域の高齢化率は、例年、本市全体の高齢化率より高くなっています。

また、第5圏域の平成30年度から令和元年度にかけての高齢化率の伸びが1.03%となっていること等から、山間部だけでなく、旧八代市内の高齢化の進行も徐々に加速している状況といえます。

【地区別の高齢化率】

		第1圏域			第2圏域				第3圏域		第4圏域				第5圏域				第6圏域											
		鏡	東陽	泉	太田郷	昭和	龍峯	千丁	松高	八千把	代陽	八代	麦島	郡築	植柳	高田	金剛	宮地	日奈久	二見	坂本									
H27	地区	32.4	40.1	46.7	29.4	28.3	36.4	30.1	24.7	25.7	28.5	28.2	29.9	27.8	30.3	30.4	31.2	34.8	47	42.9	49.9									
	平均	39.73			31.05				25.2		28.6				31.68				46.6											
H28	地区	32.8	41.1	47	30	28.7	37.3	30.3	25.4	26.6	29.6	29.5	30.6	28.8	31.8	31.3	32.2	35.5	48.7	44.3	52.2									
	平均	40.3	(+0.57)		31.58				(+0.53)		26		(+0.8)		29.63				(+1.03)		32.7				(+1.02)		48.4			(+1.8)
H29	地区	33.2	42.1	47.7	30	29.6	37.8	30.6	26.2	26.9	29.8	30.5	31.1	29.1	32	31.9	33.3	36.3	49.4	46.2	53.4									
	平均	41	(+0.7)		32				(+0.42)		26.55		(+0.55)		30.13				(+0.5)		33.38				(+0.68)		49.67			(+1.27)
H30	地区	34	42.8	49.7	30.4	30.7	40.1	30.6	26.6	27.4	30.2	31.2	32.1	29.2	32.5	32.6	34.4	36.9	51.1	48.6	54.7									
	平均	42.17	(+1.17)		32.95				(+0.95)		27		(+0.45)		30.68				(+0.55)		34.1				(+0.72)		51.47			(+1.8)
R1	地区	34.3	43.5	51.5	30.6	29.8	42.2	30.6	27.4	27.7	30.3	32.3	32.8	29.5	33.4	33.6	35.3	38.2	51.9	50	56.1									
	平均	43.1	(+0.93)		33.3				(+0.35)		27.55		(+0.55)		31.23				(+0.55)		35.13				(+1.03)		52.67			(+1.2)
R2	地区	34.9	45.3	54.1	30.9	30.4	43	30.8	28	28	30.7	33.4	33.1	29.8	34.5	34.2	36.1	38.5	54.4	51.5	57.5									
	平均	44.77	(+1.67)		33.78				(+0.48)		28		(+0.45)		31.75				(+0.52)		35.83				(+0.7)		54.47			(+1.8)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 八代市の高齢化率（H27:30.9% H28:31.7% H29:32.2% H30:32.8% R1:33.3% R2:33.9%）を超えた場合、薄い網掛けにしております。高齢化率が40%を超えた場合、濃い網掛けにしており、50%を超えた場合、黒抜きにしております。

(2) 認知症高齢者数の推移

本市の令和2年4月1日の要介護（要支援）認定者8,254人のうち、認知機能の低下が見られる方（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は5,473人で、要介護（要支援）認定者のうち66.3%となっています。今後も高齢化に伴い増加するものと思われ、令和5年には5,813人になると見込まれます。

また、要介護（要支援）認定を受けていない高齢者の中にも、認知機能の低下がみられる人がいると考えられるため、以下の数値よりも多くの認知症高齢者が存在すると予想されます。

■要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ*以上（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 見込	R4 見込	R5 見込
高齢者人口	40,480	41,226	41,605	42,082	42,397	42,644	43,220	43,643	44,066
要介護 （要支援） 認定者数	8,073 (19.9)	8,333 (20.2)	8,202 (19.7)	8,176 (19.4)	8,339 (19.7)	8,254 (19.4)	8,319 (19.2)	8,345 (19.1)	8,370 (19.0)
認知症 高齢者数	5,005 (12.4)	5,241 (12.7)	5,229 (12.6)	5,371 (12.8)	5,496 (13.0)	5,473 (12.8)	5,627 (13.0)	5,720 (13.1)	5,813 (13.2)

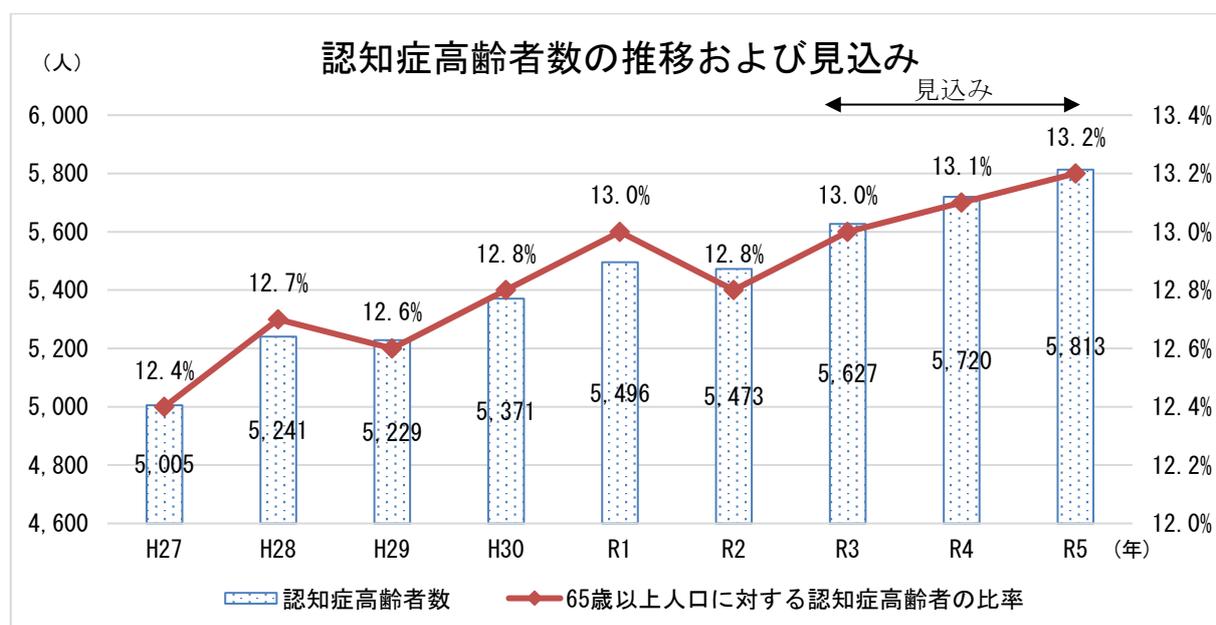
※ 転入者は含まず。

（各年4月1日現在）

※ 括弧内は、65歳以上人口に対する比率（単位：％）

※ 認知症高齢者の日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するため、厚生労働省が作成した指標。

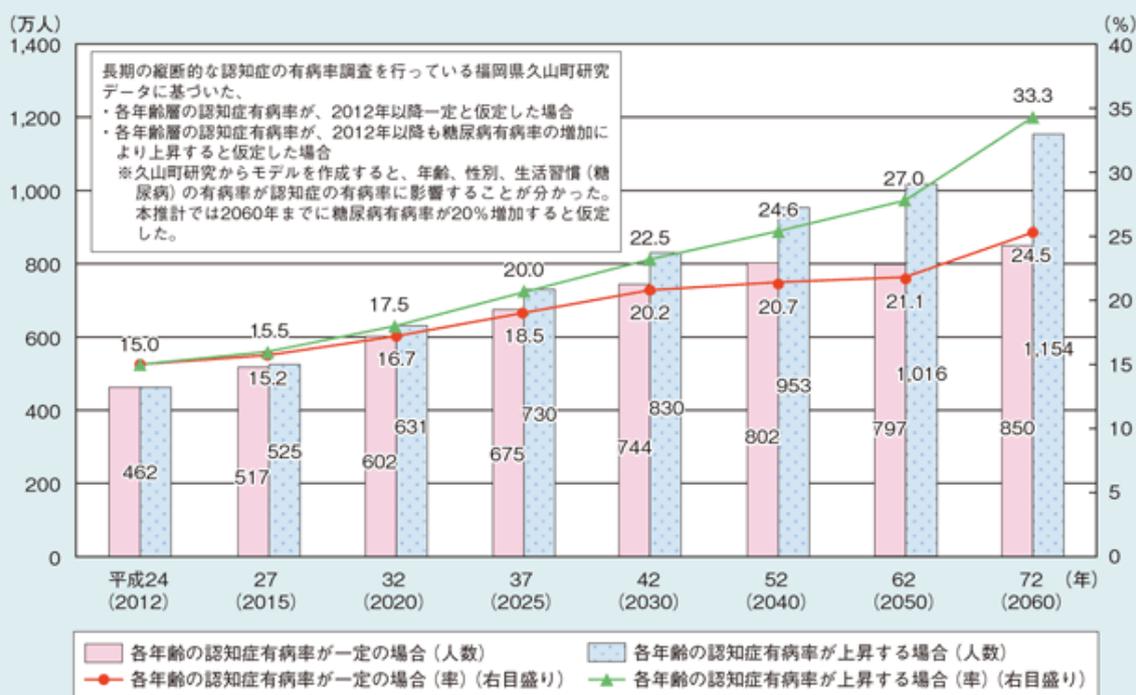
Ⅱは「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる程度」のことを指します。



国の高齢社会白書における全国の65歳以上の認知症高齢者数と有病率の将来推計によると、認知症高齢者数が平成24（2012）年は462万人であり、65歳以上の高齢者の約7人に1人（有病率15.0%）とされています。

また、令和7（2025）年には約5人に1人（有病率20%）になり、団塊の世代の子が65歳に達する令和22（2040）年には約4人に1人（有病率24.6%）になると推計されています。

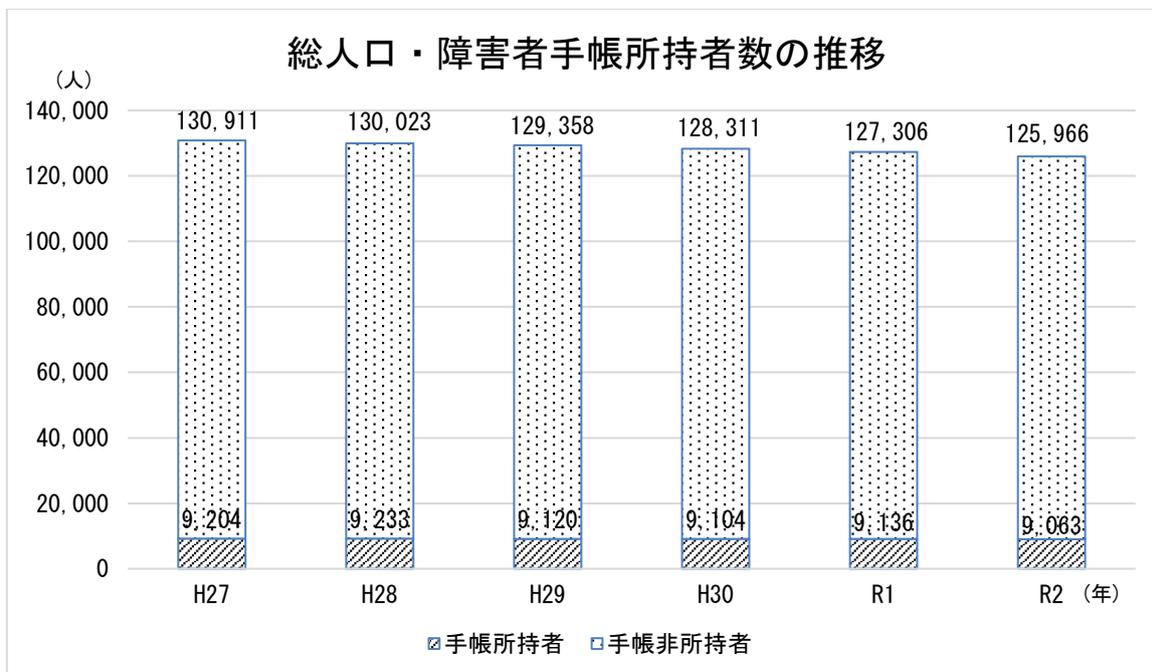
図1-2-11 65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授より内閣府作成）

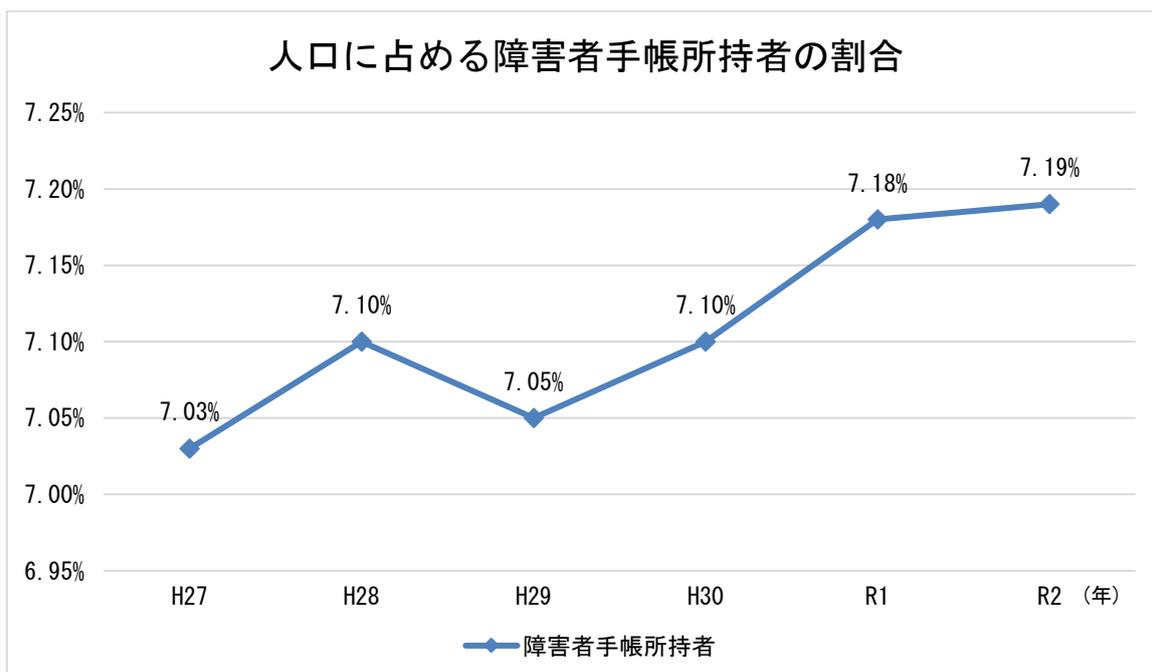
(3) 総人口と障害者手帳所持者の割合

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、令和2年4月1日現在で総人口125,966人に対し9,063人（7.19%）であり、近年横ばい傾向が続いています。



(各年4月1日現在)

※ 障害者手帳所持者総数は、障がいの重複があります。



(4) 療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年どちらも増加傾向が続いています。

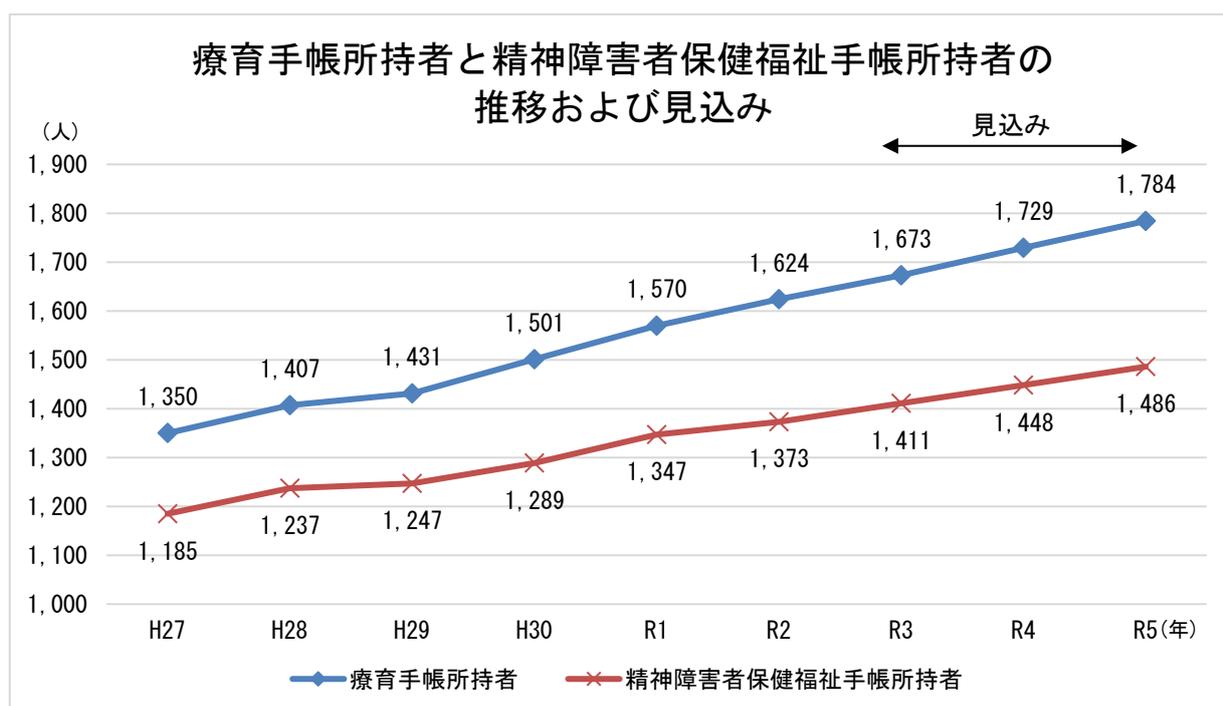
療育手帳所持者数は、毎年4%程度増加しており、平成27年と令和2年を比較すると、274人(約20%)増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、毎年3%前後増加しており、平成27年と令和2年を比較すると、188人(約16%)増加しています。

療育手帳所持者数は、相談の体制が整ってきていることや、子どもの療育について関心が高まっていること等が手帳の取得に繋がっていると思われます。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、現代社会におけるストレスの増加や、精神障がいに対する理解の深まりにより、精神科を受診する際の心理的な抵抗が少なくなったことで早期受診に繋がり、手帳の取得が増えてきたと考えられます。

今後も増加していくと予想され、令和5年には療育手帳所持者数が1,784人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,486人になると見込まれます。

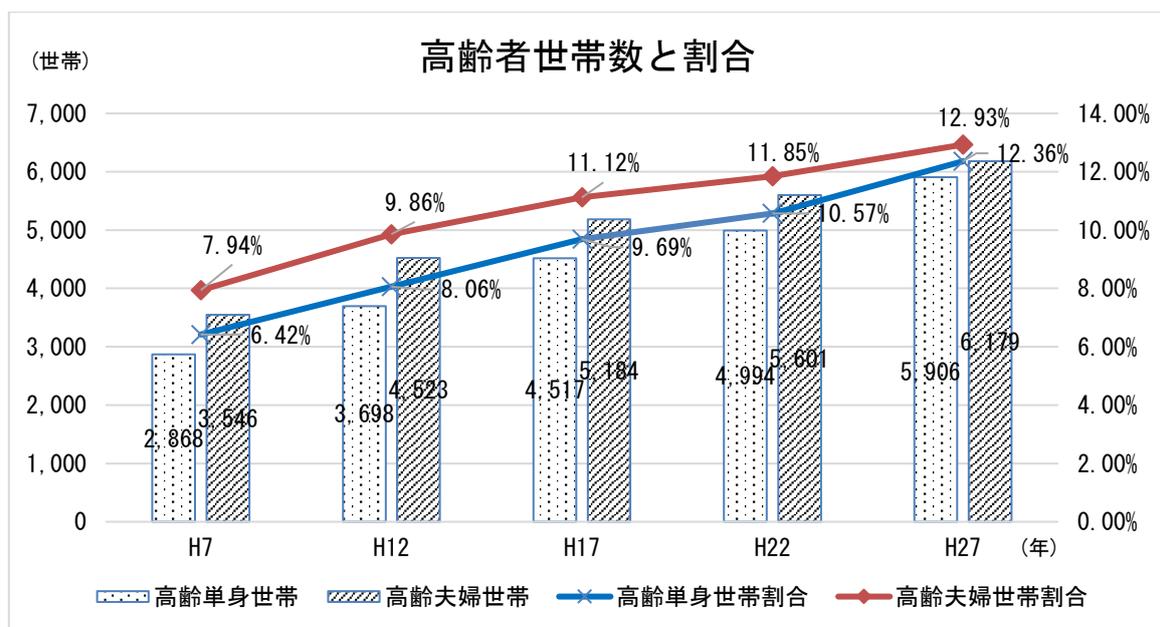
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 見込	R4 見込	R5 見込
療育手帳	1,350	1,407	1,431	1,501	1,570	1,624	1,673	1,729	1,784
精神障害者 保健福祉手帳	1,185	1,237	1,247	1,289	1,347	1,373	1,411	1,448	1,486

(各年4月1日現在)



(5) 高齢者世帯数と割合

国勢調査によると、高齢単身世帯および高齢夫婦世帯は近年増加傾向にあり、今後も増加すると予想されます。核家族化が進み、家族関係の希薄化が問題視されています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

	H7	H12	H17	H22	H27
高齢者を含む核家族世帯数	6,336 世帯	8,110 世帯	9,398 世帯	10,604 世帯	12,123 世帯

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 成年後見制度利用者数および類型の割合

熊本家庭裁判所がまとめた成年後見制度類型別利用者数(本市に住所を有している成年被後見人等)によると、本市における成年後見制度の利用者は、近年 160 人から 170 人で推移しています。

類型別では、「成年後見」の割合が最も高く約 70%、続いて「保佐」が約 24%、「補助」および「任意後見」は近年減少傾向で、両者とも 5%未満に留まっています。

全体の約 7割が「成年後見(判断能力が最も欠けている類型)」であることから、判断能力が欠け、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれます。

■本市の成年後見制度類型別利用者数の推移

類 型	H30. 6. 26 現在	R1. 7. 31 現在	R2. 6. 30 現在
利用者数	169 人	164 人	164 人
成年後見	70.4% (119 人)	70.7% (116 人)	71.3% (117 人)
保 佐	23.1% (39 人)	23.8% (39 人)	25.0% (41 人)
補 助	5.3% (9 人)	4.9% (8 人)	3.1% (5 人)
任意後見	1.2% (2 人)	0.6% (1 人)	0.6% (1 人)

(7) 成年後見等申立て件数

熊本家庭裁判所がまとめた成年後見等申立件数(本市に住所を有している成年被後見人等)によると、本市における令和元年の全申立て件数は 22 件で、そのうち親族申立ては 63.6%、市長申立ては 36.4%となっています。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
申立て件数	28 件	26 件	34 件	29 件	22 件	14 件
親族申立て	19 件	13 件	22 件	16 件	14 件	2 件
市長申立て	9 件	13 件	12 件	13 件	8 件	12 件

※ 各年の件数は、それぞれ当該年の 1 月から 12 月までに申立てのあった件数

※ 令和 2 年分は、令和 2 年 7 月 7 日現在の件数

(8) 成年後見等市長申立て件数

成年後見制度の申立ては、本人や配偶者、四親等内の親族等ができます。そのいずれも申立てができない場合に、本人を支援している関係機関から要請を受け、市区町村長が申し立てることができます。

以下に記しましたように、市長申立て件数は、高齢福祉分野については、緩やかな増加傾向にあります。障がい福祉分野については、申立てを行っている年でも件数は5件未満にとどまります。

高齢福祉分野より障がい福祉分野のほうが、要請件数および申立て件数が少数である要因として、成年後見制度の周知が十分でないこと、65歳以上の知的障がい、精神障がいのある人は、高齢福祉分野として申し立てていること等が考えられます。

■ 高齢福祉分野

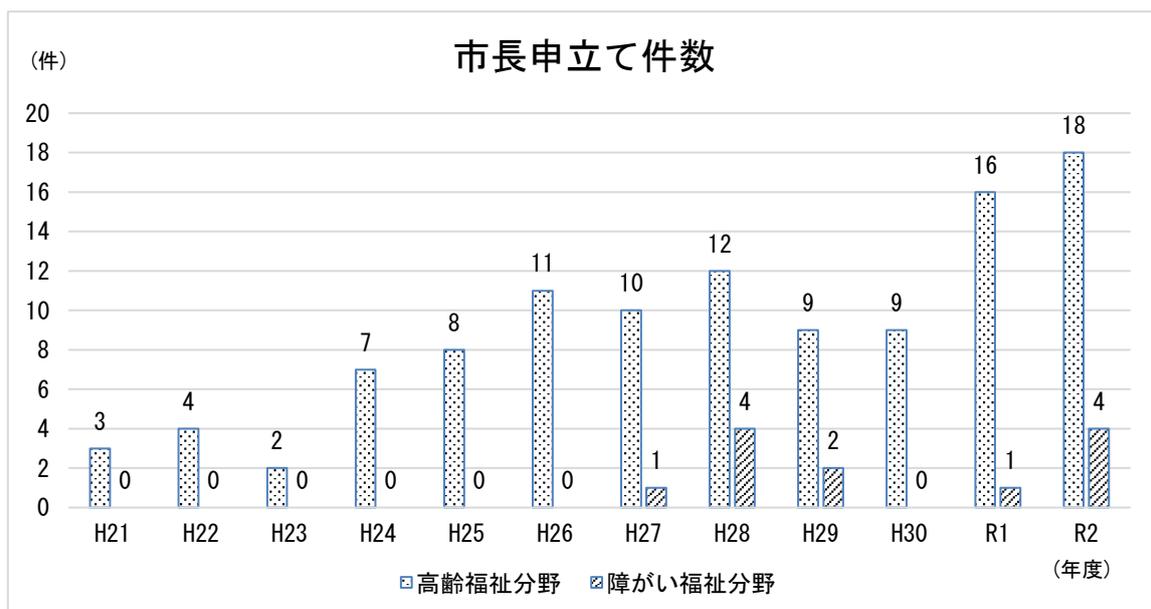
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要請件数	3	4	2	8	8	13	13	24	14	11	16	15
申立て件数	3	4	2	7	8	11	10	12	9	9	16	18

※ 各年度の件数は、当該年度に申立てがあった件数（令和2年度は見込み）

■ 障がい福祉分野

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
要請件数	—	—	—	—	—	1	1	4	2	1	4	2
申立て件数	—	—	—	—	—	0	1	4	2	0	1	4

※ 各年度の件数は、当該年度に申立てがあった件数（令和2年度は見込み）



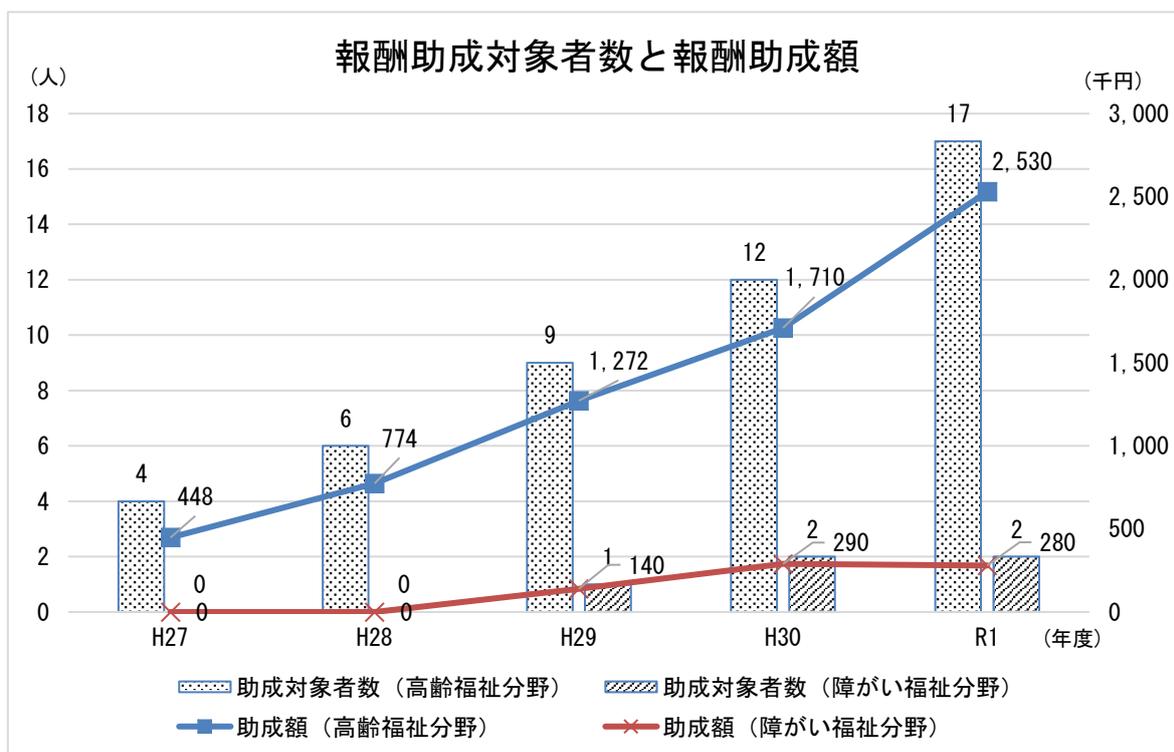
(9) 成年後見人等への報酬助成対象者数と報酬助成額

成年後見制度を利用した場合、成年後見人等への報酬が発生します。この報酬は、家庭裁判所が報酬額を決定し、原則、利用者本人の財産の中から支払われます。しかし、本人の財産の状況によっては、支払いが困難な場合があります。

そのため、生活保護者および報酬を支払うことによって生活保護世帯の基準を下回ってしまう人については、八代市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定により、本市が本人へ報酬助成を行っています。

現在、本市における成年後見制度の報酬助成対象者は、市長申立てにより選任された成年後見人等に限定されています。

報酬助成対象者数および助成額は、市長申立て件数の増加に伴い、高齢福祉分野も障がい福祉分野も増加傾向にあります。



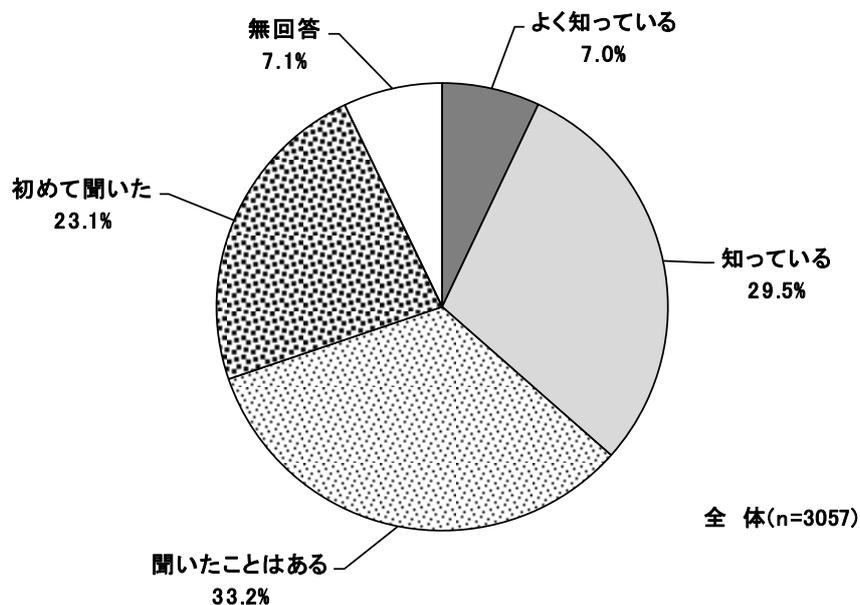
2. 成年後見制度に関する調査

(1) 八代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に係るニーズ調査結果

区分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査の目的	本市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態等を把握し、今後の介護保険をはじめとする高齢者の保健福祉施策に活かすための基礎資料とすることを目的としています。
調査対象者と抽出方法	市内に居住している65歳以上（要介護認定者を除く）の人の中から、住民基本台帳に基づき無作為に抽出
調査方法	郵送調査法
調査期間	令和2年1月10日～令和2年1月31日
回収状況	発送数 5,000人 回収数 3,057人 回収率 61.1%

① 成年後見制度の認知状況

『「成年後見制度」を知っているかどうか』の設問に対して、「よく知っている」は7.0%、「知っている」は29.5%、「聞いたことはある」は33.2%、「初めて聞いた」が23.1%となっており、制度について認知されていない状況であるといえます。



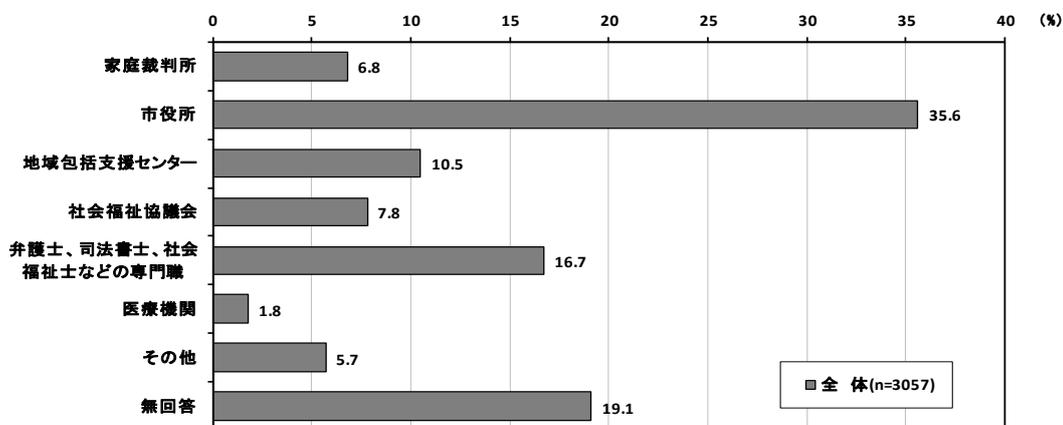
② 制度利用についての相談先

『成年後見制度を利用したいとあなたが思ったとき、どこに相談に行こうと思うか』の設問に対して、相談に行く先としては、「市役所」が35.6%と最も多くなっています。

次いで「弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職」(16.7%)、「地域包括支援センター」(10.5%)となっています。

その他の中には、家族・親族、法務局、金融機関、生命保険会社、民生委員と回答された人がいましたが、45人は「わからない」という回答となっています。

また、無回答も19.1%と高いことから、「わからない」という意見が内包されているのではないかと推察されます。



制度利用についての相談先を性別、年齢、介護有無、家族構成、居住区ごとに示すと、以下のようになります。

これによると、介護の必要がある人（介護者ありおよび介護者なし）は、介護の必要がない人に比べ、地域包括支援センターへの相談が多いことがわかります。

また、どの年齢においても、市役所への相談が最も多いことから、成年後見制度の利用促進のための中核となる機関の1つとして、市役所があげられるといえます。

	サンプル数	家庭裁判所	市役所	地域包括支援センター	社会福祉協議会	弁護士、司法書士、社士などの専門職、社会福	医療機関	その他	無回答	
全体	3057	6.8	35.6	10.5	7.8	16.7	1.8	5.7	19.1	
性別	男性	1310	8.3	38.3	9.0	7.7	17.9	2.1	5.3	15.3
	女性	1697	5.7	33.7	11.7	7.9	15.7	1.4	6.1	21.9
男性年齢	65～69歳	323	10.5	47.1	7.1	5.9	22.6	1.2	4.6	8.0
	70～74歳	354	8.2	38.4	7.1	9.3	20.9	2.0	5.4	11.0
	75～79歳	269	9.3	36.8	8.6	8.6	14.9	2.6	4.8	17.5
	80～84歳	202	5.9	36.1	13.4	5.4	12.9	1.5	5.0	22.8
	85歳以上	161	5.6	26.1	12.4	9.3	13.0	4.3	8.1	26.1
女性年齢	65～69歳	380	5.5	38.9	14.5	9.2	20.8	-	5.3	13.2
	70～74歳	427	6.8	34.9	9.1	8.4	20.6	0.9	4.7	17.6
	75～79歳	375	6.1	30.9	10.9	7.2	14.1	2.4	4.8	27.7
	80～84歳	283	4.6	32.9	13.8	6.4	11.3	2.1	8.8	21.6
	85歳以上	230	4.8	28.3	10.4	7.8	6.5	2.2	9.1	35.2
介護有無	必要なし	2533	7.4	36.8	9.9	7.9	17.6	1.7	6.0	16.6
	介護者なし	270	5.2	30.0	12.6	6.7	12.2	3.0	4.4	32.2
	介護者あり	128	3.1	34.4	16.4	6.3	13.3	2.3	7.0	21.9
家族構成	1人暮らし	477	4.8	32.1	11.3	8.6	13.0	1.5	7.5	24.7
	夫婦（65歳以上）	1156	8.0	38.0	9.8	8.3	18.2	1.6	4.6	16.5
	夫婦（64歳以下）	147	8.8	39.5	10.2	4.1	19.7	-	2.7	18.4
	2世帯	671	6.0	33.2	10.1	6.9	16.7	2.4	7.0	20.9
	その他	554	7.2	36.5	11.9	8.1	16.2	2.2	6.1	16.1
居住区	圏域1	461	6.5	31.9	11.7	10.0	14.8	2.2	5.6	20.4
	圏域2	534	6.4	36.7	9.9	7.5	17.4	1.1	6.0	19.5
	圏域3	507	6.9	39.1	9.5	7.3	19.9	1.4	5.7	15.4
	圏域4	562	7.1	36.1	7.7	5.7	17.4	1.6	7.3	19.6
	圏域5	489	8.8	36.6	9.0	7.6	19.4	1.4	5.7	16.8
	圏域6	457	5.7	33.5	16.0	9.2	10.3	3.1	4.2	22.5

(注) **太字** 全体よりも5ポイント以上大きいもの(「無回答」を除く)

※ 圏域1（鏡・東陽・泉）

圏域2（太田郷・昭和・龍峯・千丁）

圏域3（松高・八千把）

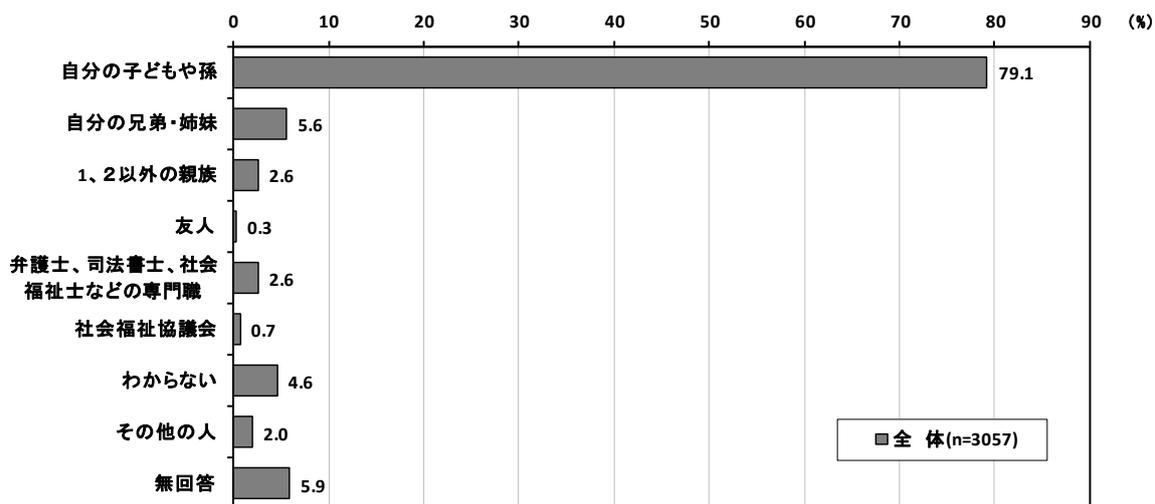
圏域4（代陽・八代・麦島・郡築）

圏域5（植柳・高田・金剛・宮地）

圏域6（日奈久・二見・坂本）

③ 判断能力が低下した場合の相談先

『病気などであなたの判断能力が低下した場合、契約行為や金銭管理などを誰にお願いしたいと思うか』の設問に対して、回答は、「自分の子どもや孫」が79.1%と圧倒的に多くなっています。全体をみても、自分の親族へお願いしたいという人が87.3%となっています。



(2) 第4期八代市障がい者計画策定に関するアンケート結果

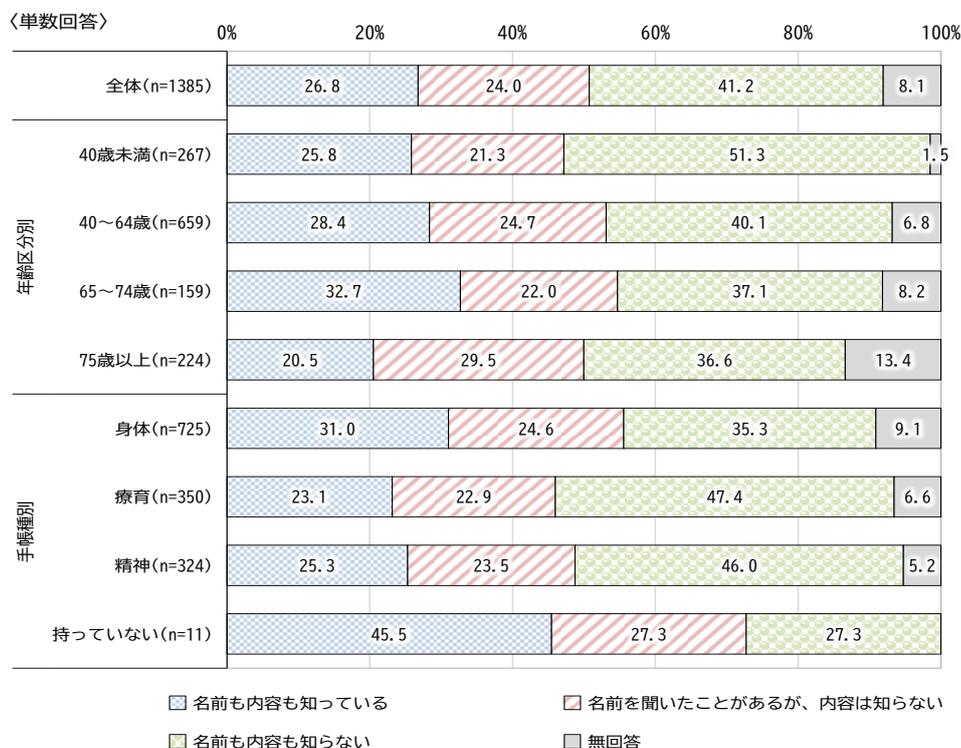
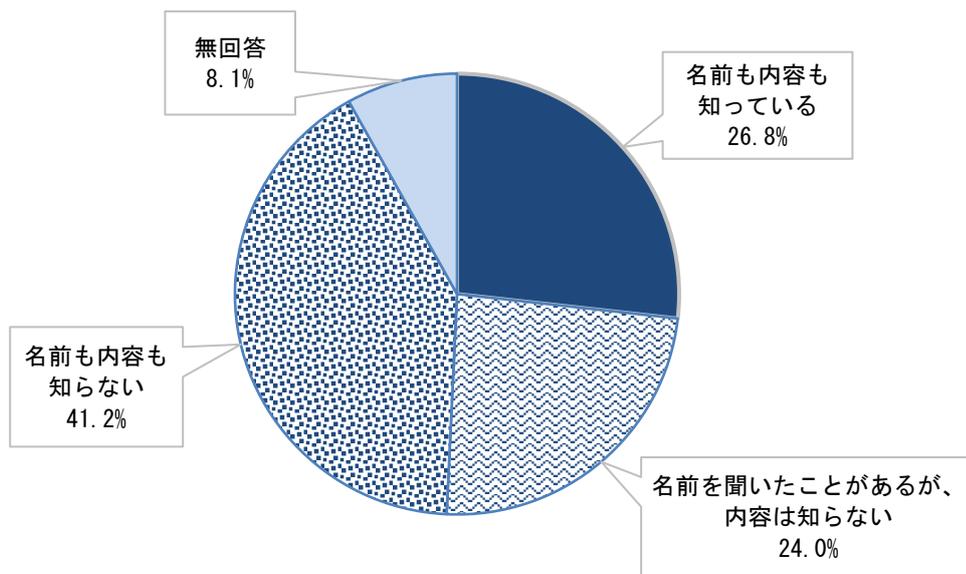
区 分	障がい者計画策定に関するアンケート
調査の目的	本市における障がいのある人を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、令和2年度中に見直しを行う「八代市障がい者計画」の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的としています。
調査対象者と抽出方法	本市に居住する障害者手帳所持者 2,200 人、18 歳未満の障害者手帳所持者又は障がい児通所支援サービスを利用者の保護者 800 人、一般市民 1,000 人を対象としています。 上記対象者のうち、成年後見制度に関する項目を設けたのは、「障害者手帳所持者用（18 歳以上）」のみです。
調査方法	郵送調査法
調査期間	令和2年6月30日～令和2年7月22日
回収状況	発送数 2,200 人 回収数 1,385 人 回収率 63.0%

① 成年後見制度の認知状況

『「成年後見制度」を知っているかどうか』の設問に対して、「名前も内容も知らない」が41.2%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が26.8%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.0%となっています。

年齢別にみると、「40歳未満」では「名前も内容も知らない」が5割以上となっています。

障害者手帳所持者種別でみると、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「名前も内容も知らない」が5割近くとなっています。

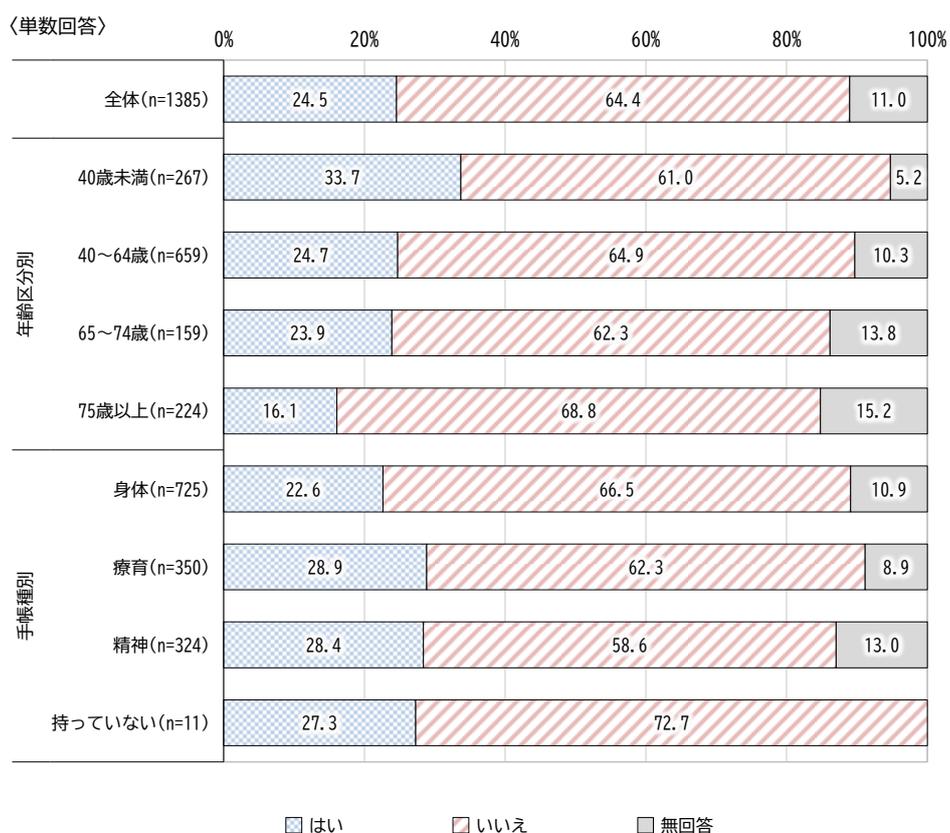


② 成年後見制度に関する興味関心

『成年後見制度に関する講義や研修等があれば学びたいかどうか』の設問に対して、「はい」が24.5%、「いいえ」が64.4%となっています。

年齢別にみると、「40歳未満」では「はい」の割合が他の年齢層と比べて高くなっています。

障害者手帳所持者種別でみると、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「はい」が3割近くになっています。

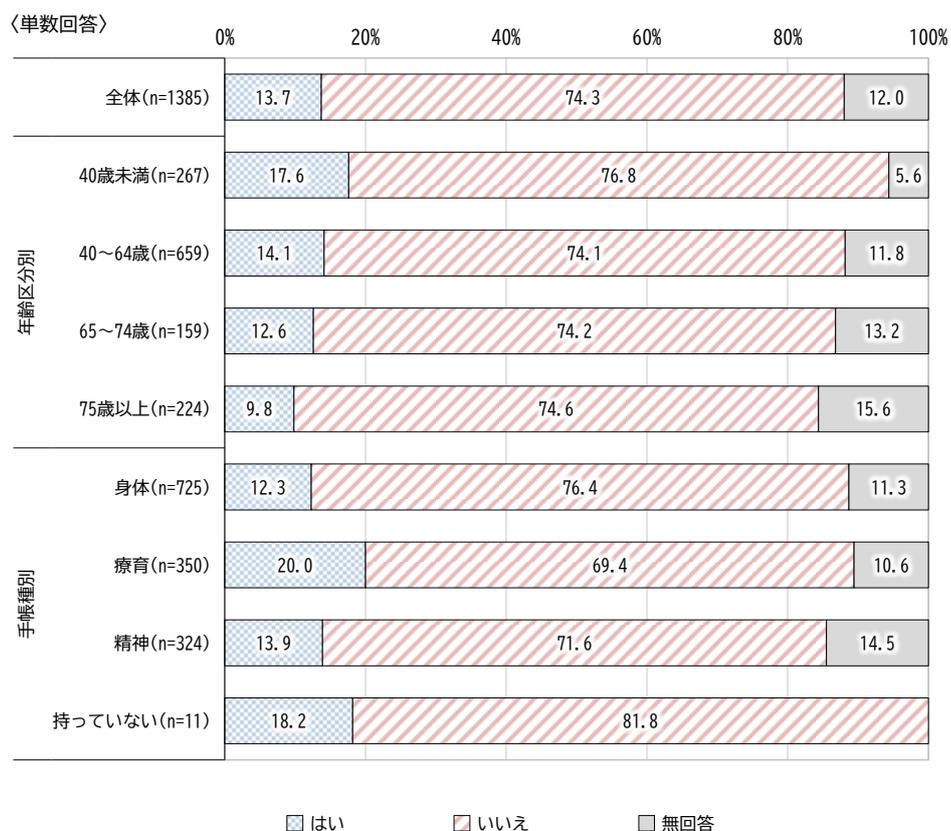


③ 成年後見制度の利用について

『成年後見制度の利用を考えているかどうか』の設問に対して、「はい」が13.7%、「いいえ」が74.3%となっています。

年齢別にみると、「40歳未満」では「はい」の割合が他の年齢層と比べて高く、年齢が上がるにつれて緩やかに減少しています。

障害者手帳所持者種別でみると、「療育手帳」では「はい」の割合が他の種別に比べて高く、2割となっています。



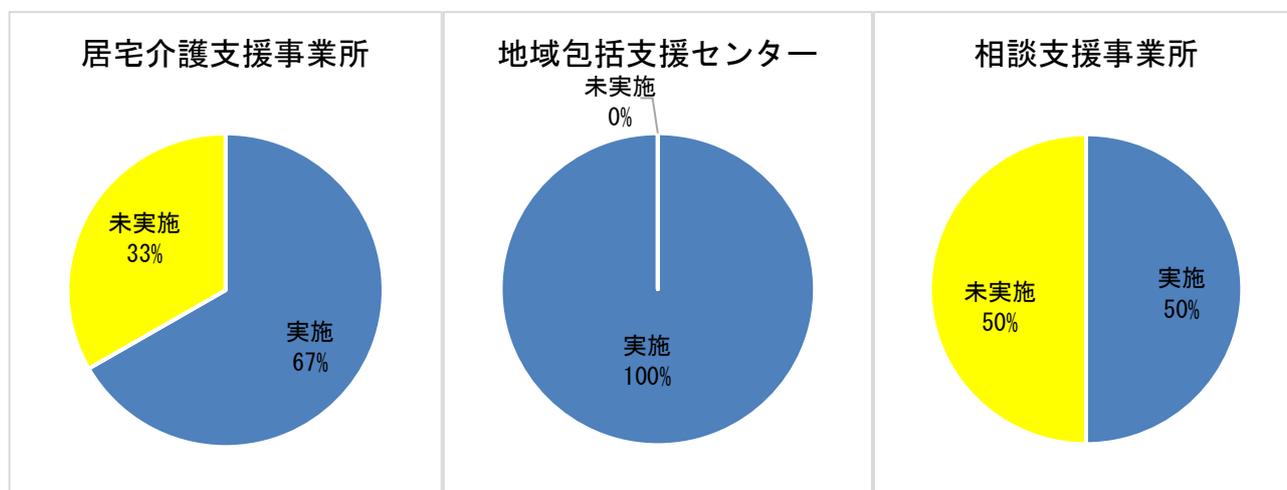
(3) 福祉関係機関への調査結果

区 分	高齢福祉分野・障がい福祉分野の関係機関への調査
調査の目的	本市における高齢者および障がいのある人を直接支援する事業所に成年後見制度に関する状況調査をし、課題やニーズを把握することにより、今後の成年後見制度に関する施策に活かすための基礎資料とすることを目的としています。
調査対象者	本市の居宅介護支援事業所：50 事業所 本市の地域包括支援センター：6 事業所 本市の一般相談支援事業所・特定相談支援事業所：10 事業所
調査方法	メールによる調査
調査期間	令和2年9月25日～令和2年10月6日
回収状況	居宅介護支援事業所：回収数 36 事業所 / 回収率 72.0% 地域包括支援センター：回収数 6 事業所 / 回収率 100% 相談支援事業所：回収数 8 事業所 / 回収率 80.0%

① 成年後見制度に関する福祉関係機関の研修体制

『成年後見制度に関する研修および勉強会等を実施しているかどうか』の設問に対して、「実施している」と回答した事業所は、居宅介護支援事業所が3分の2である24事業所、地域包括支援センターが全事業所、相談支援事業所が半数である4事業所となっています。

調査によると、研修を実施している事業所のうち、大半が1～2回/年実施していました。中には、5回/年実施や今までに4回実施という事業所もありました。



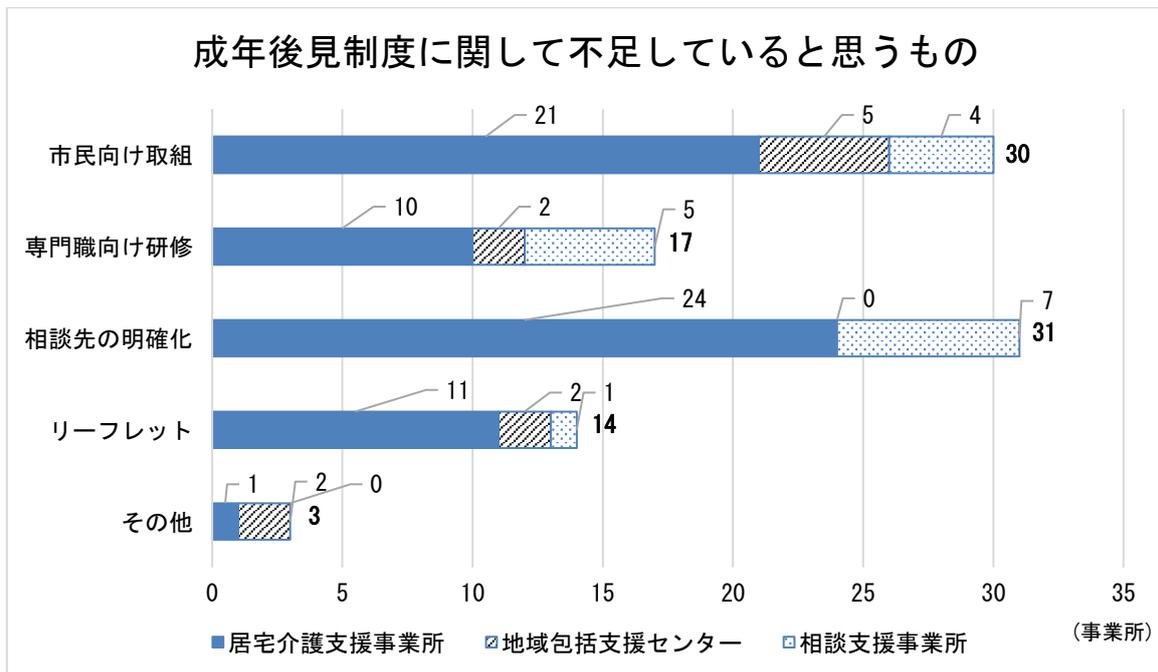
② 成年後見制度に関して不足しているもの

『成年後見制度に関して、現在特に不足していると思うものは何か（2つ回答）』の設問に対して、居宅介護支援事業所は、「相談先の明確化」が24事業所と最も多く、次いで「市民向け取組」が21事業所となっています。

地域包括支援センターは、「市民向け取組」が5事業所と最も多く、「相談先の明確化」は0事業所となっています。

相談支援事業所は、「相談先の明確化」が7事業所と最も多く、次いで「専門職向け研修」が5事業所となっています。

全体をみると、「市民向け取組」と「相談先の明確化」が特に多い状況です。



その他及び具体的回答

- ・研修会等で学ぶ機会があったが、実際に手続きをするときには、うまく説明ができない複雑さを感じた。事例を通して具体的に学ぶ機会も必要と思う。
- ・成年後見制度の説明、家庭裁判所の手続きの流れ、成年後見人等の仕事内容等がわかる簡潔な内容の研修会及びパンフレット作成が必要。(フローチャート等)
- ・動画を作成し、それを活用して、在宅利用者にも周知しやすい環境を作る。
- ・利用に至るまでの手続きが複雑であり時間もかかるため、敷居が高い印象。
- ・成年後見人等のなり手が不足している。
- ・生活困窮者が制度を利用することにハードルがある。(費用面の心配)
- ・本人、親族が家庭裁判所に申立てに行きにくさがあるようだ。 等

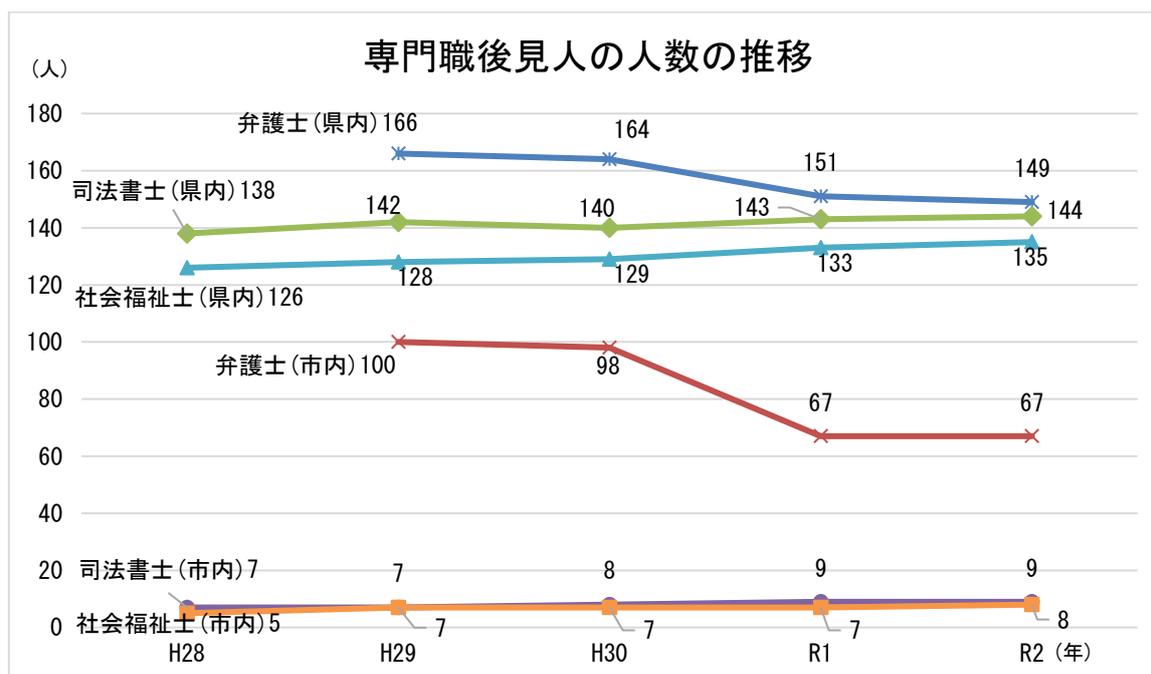
(4) 成年後見制度に関する専門職団体への調査結果

区分	成年後見制度に関する専門職団体への調査
調査の目的	本市に住所を有する高齢者および障がいのある人に対し、成年後見等活動を行う専門職後見人の状況調査をし、課題やニーズを把握することにより、今後の成年後見制度に関する施策に活かすための基礎資料とすることを目的としています。
調査対象団体	弁護士：熊本県弁護士会 司法書士：成年後見センター・リーガルサポート熊本支部 社会福祉士：熊本県社会福祉士会ばあとなあ熊本
調査方法	メールによる調査
調査期間	令和2年9月25日～令和2年10月5日

① 専門職後見人の人数の推移

成年後見人等には、主に利用者本人の配偶者や四親等内の親族のほか、法律および福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が選任されます。

熊本県内および本市内に住所を有する成年後見制度利用者の支援を行う専門職後見人の人数は、横ばい傾向にあります。

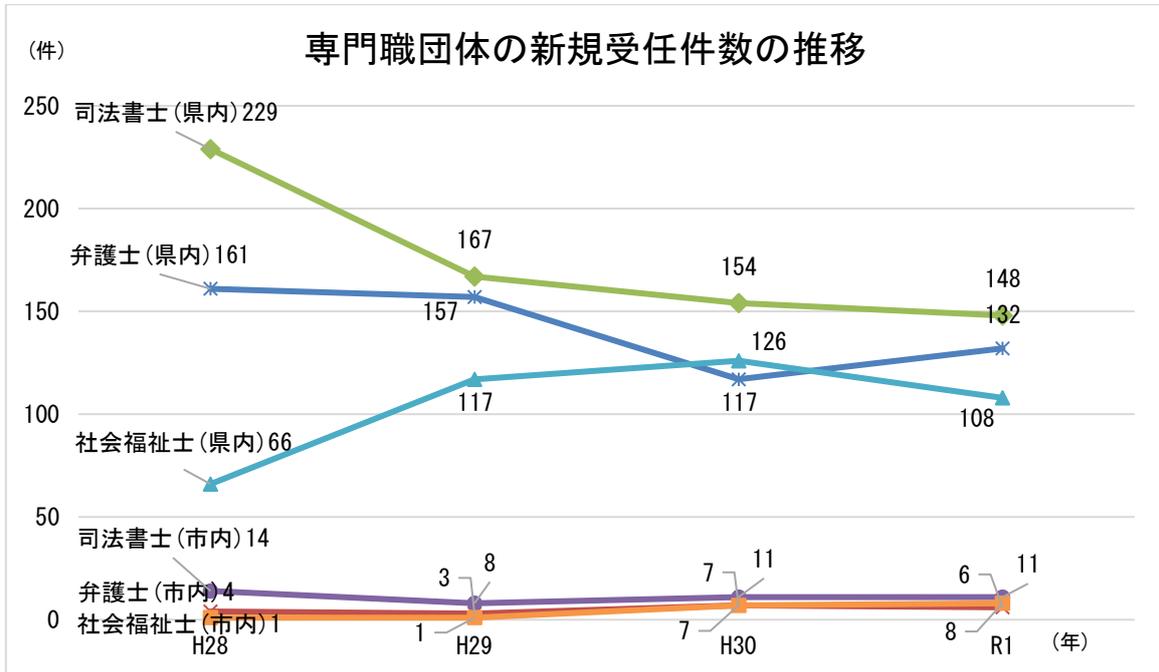


※ H28の熊本県弁護士会は人数不明。

(各年4月1日現在)

② 専門職団体の新規受任件数の推移

各専門職団体において、熊本県内および本市内に住所を有する成年被後見人の新規受任件数は、やや減少傾向にあります。

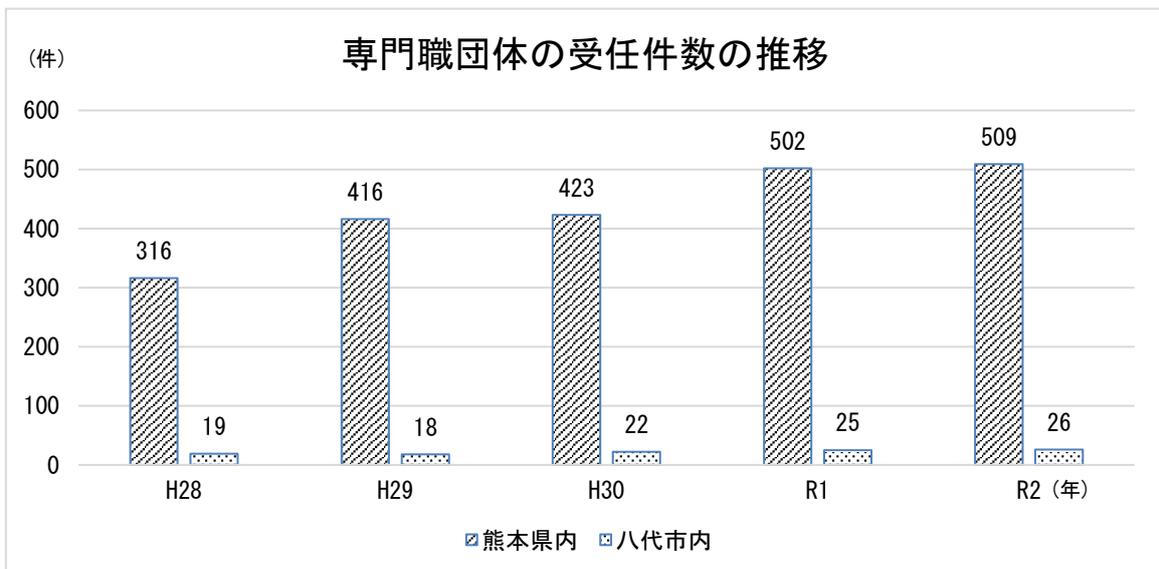


③ 専門職団体の受任件数の推移

調査した専門職団体のうち、1 専門職団体の受任件数を記しています。

本市に住所を有する成年被後見人の受任件数は、微増傾向にありますが、熊本県内に住所を有する成年被後見人の受任件数は年々増加しており、平成 28 年と令和 2 年の件数を比較すると、193 人（約 61%）増加しています。

成年後見人等の仕事は、利用者本人の病気等が回復し判断能力を取り戻したり、利用者本人が亡くなるまで続くため、受任件数は増加し続けていると考えられます。



(各年 4 月 1 日現在)

(5) 調査結果からみえるもの

① 成年後見制度の認知状況

成年後見制度を「聞いたことはある」「初めて聞いた」高齢者は56.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない人」「名前も内容も知らない」障害者手帳所持者は65.2%であることから、高齢者も障がいのある人も、制度を詳しく知らない人が半数以上であり、市民に広く制度が認知されていない状況です。

② 福祉関係機関の制度理解

成年後見制度に関する研修等を行っている事業所は、高齢者を支援する居宅介護支援事業所が36事業所中24事業所(67%)、地域包括支援センターが6事業所中6事業所(100%)、障がいのある人を支援する相談支援事業所が8事業所中4事業所(50%)という状況です。

事業所によって、研修体制や内容に違いがあり、制度理解の差が発生していると予想され、研修を行っている事業所でも、実際の手続き等の支援の際には、制度の複雑さを感じており、実務につながる研修内容を望む声も聞かれました。

③ 成年後見制度に関して不足しているもの

高齢者および障がいのある人を支援している福祉関係機関への調査において、成年後見制度に関して不足しているものは、「市民向け取組」および「相談先の明確化」が特に多い意見でした。

「市民向け取組」に関しては、①成年後見制度の認知状況からもわかるように、今後さらに市民を対象とした周知啓発が必要であると考えられます。

「相談先の明確化」という意見が多いことから、福祉関係機関が高齢者および障がいのある人を支援する中で、成年後見制度の利用が必要な人を発見した場合や、制度利用が必要かの判断がつかない場合に、気軽に相談できる窓口や支援体制が明確化されていないことにより、支援が滞ってしまうことが危惧されます。

④ 専門職後見人の受任状況

専門職後見人の人数の推移は、弁護士、司法書士、社会福祉士ともに、横ばい傾向にあります。専門性の高いケースを受任することが求められる専門職後見人は、養成にも時間がかかり、大幅な伸びが期待できない状況です。

また、専門職後見人の新規受任件数の推移は、弁護士および司法書士はやや減少傾向、社会福祉士はやや増加傾向にあります。

一方では、成年後見人等の仕事は、利用者本人の病気等が回復し判断能力を取り戻したり、利用者本人が亡くなるまで続くため、受任件数は増加し続けている状況です。これらの要因により、スムーズな成年後見人等の選任ができていない状況も見られます。

3. 成年後見制度に関する課題

これまでの成年後見制度に関する現状および調査結果から、本市において、成年後見制度を利用する可能性のある認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人は年々増加傾向にあることがわかります。

また、要介護（要支援）認定申請や、障害者手帳申請をせず、周囲に把握されていない認知症高齢者および知的障がい、精神障がいのある人も存在すると考えられるため、制度を利用する必要性が高い人は、さらに多いと思われれます。

しかし、実際の制度利用者数は、令和2年6月30日時点で164人にとどまっており、制度利用が進んでいない現状がうかがえます。

そこで本市は、制度利用を促進するために、以下の3つの課題を抽出しました。

【課題①】 成年後見制度自体が知られていない

市民アンケート結果からわかるように、制度が広く認知されていない状況です。

制度内容を詳しく知らないことは、利用者本人が自分以外の人に財産管理や身上保護を任せることに対する不安につながります。

また、市民や福祉関係機関等に対する成年後見制度の周知不足から、本来制度の利用が必要な人が利用につながっていないことが予想されます。

【課題②】 成年後見制度に関する支援体制が明確化されていない

福祉関係機関への調査結果からわかるように、制度を利用したい人や、制度利用が必要な人を発見した人が、相談できる窓口が明確化されていません。

また、実際に成年後見等活動をしている人によると、「専門職後見人は専門職団体へ、親族後見人は家庭裁判所へ助言・相談を求めている」ということで、成年後見等開始後に、成年後見人等が相談できる窓口も明確化されていない状況です。

これを受け、成年後見等開始前後を問わず、誰もが気軽に相談できる窓口や支援する体制を明確化する必要があると考えます。

【課題③】 成年後見人等の担い手が少ない

今後の成年後見制度の利用促進の取組により、制度利用が必要な人は、今より多く発見されると思われれます。

しかし、専門職後見人の人数には限りがある中、受任件数は年々増加しており、新たな担い手の確保が求められています。

また、八代市成年後見制度利用促進会議において、「市長申立て以外で、親族以外の第三者後見人が受任した場合、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人が出ている。」という意見もあり、報酬助成制度の見直しが求められています。

第5章 計画の基本目標とその取組

1. 基本理念

— 基本理念 — 一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らせるまち やつしろ

本市では、まちづくりをすすめていくにあたって、目標とする本市の姿として、市の将来像を「しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 “やつしろ”」として八代市総合計画を策定し、市民一人ひとりの人権が守られ、すべての人が社会に参加できる環境のもと、子どもから高齢者まで健康で安心して生活することができる“誰もがいきいきと暮らせるまち”を基本目標のひとつとしています。

平成30年には、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「八代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、『地域包括ケアシステムの推進』を基本目標として、高齢者が医療や介護が必要となっても、可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される体制づくりを推進してきました。

また、障がい福祉分野では、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するため、平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間とする「第3期八代市障がい者計画」を策定し、障がいのある人の自立と地域生活支援の充実等に関する施策を推進してきました。

平成28年5月に法が施行され、平成29年3月には、平成29年度から令和3年度までの5年間を計画期間とする国の基本計画が策定されたことに伴い、本計画においては、『一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らせるまち やつしろ』を新たな基本理念とし、認知症や精神上的の障がいにより判断能力が不十分であったとしても、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人らしい日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の利用体制を整備し、対応を強化していくことを目指します。

2. 基本目標

基本理念である「一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らせるまち やつしろ」の実現に向けて、3つの基本目標の達成を掲げ、この目標に向けて取り組むべき主要施策を示します。

■基本目標と主要施策の体系

	29 ページ 課題	基本目標	主要施策
1	【課題①】 成年後見制度自体が知られていない	成年後見制度の 広報・啓発	(1) 広報機能の充実(重点施策)
			(2) 関係機関の理解促進 (重点施策)
2	【課題②】 成年後見制度に関する支援体制が明確化されていない	権利擁護支援の 地域連携ネットワークづくり	(3) 権利擁護支援の地域連携 ネットワークの構築・整備 (重点施策)
			(4) 成年後見制度利用者のための 相談体制の構築
			(5) 本人に寄り添った 成年後見人等の選任に 向けた取組
			(6) 成年後見等開始後の 成年後見人等に対する 相談体制の構築
3	【課題③】 成年後見人等の担い手が少ない	担い手確保に向けた 取組	(7) 成年後見人等の確保 (重点施策)
			(8) 成年後見制度 利用支援事業の充実

3. 主要施策

【目標 1】 成年後見制度の広報・啓発

＜主要施策 1＞ 広報機能の充実（重点施策）

現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年わずかに減少しています。認知症高齢者数および療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、高齢者を含む核家族世帯数も増加している本市においては、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられますが、現状では相反している状況です。

また、市民アンケート結果では、成年後見制度を「聞いたことはある」「初めて聞いた」と答えた高齢者は 56.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」と答えた障害者手帳所持者は 65.2%であることから、高齢者も障がいのある人も、制度を詳しく知らない人が半数以上であり、制度自体が広く認知されていない状況であるといえます。

そこで、周知・広報について既存の取組（研修や講演会、市ホームページ、回覧板、広報やつしろ、エフエムやつしろ等による周知）を活用するとともに、新たな取組（パンフレットの配布）を進め、市民への周知・啓発を行い、制度の一層の活用を促進します。

＜主要施策 2＞ 関係機関の理解促進（重点施策）

認知症、知的障がいもしくは精神障がい等で、判断能力が不十分な人のニーズを汲み取り、必要性を素早くキャッチできる機関として、高齢福祉分野では、居宅介護支援事業所および地域包括支援センター、障がい福祉分野では、相談支援事業所があります。

なお、財産管理という制度特徴から金融機関や、社会全体で支え合うという観点から民生委員等も関係機関と考えられます。

福祉関係機関への調査において、「成年後見制度に関する研修および勉強会等を実施している」と答えた事業所が 50 事業所中 34 事業所であったことから、制度への理解の差があることがうかがえます。

また、調査の回答の中には、「研修を受けたことにより、基礎知識は習得できたものの、実際の業務につながっていない」という意見もあったことから、より専門的・実務的な研修が必要と言えます。

そこで、福祉関係機関や金融機関、民生委員等を対象とした研修会等を開催し、制度の理解を深め、対象者への制度説明および啓発を推進していきます。

【目標 2】 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

＜主要施策 3＞ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・整備（重点施策）

国の基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークは、“成年後見制度の利用促進のため”のネットワークではなく、“権利擁護支援の充実を図るため”のネットワークの構築を図るように明記されています。

このネットワークでは、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を担うこととなります。

本市においても、このネットワークを構築・整備し、その3つの役割を担う中で、権利擁護支援の1つの手段として、成年後見制度の利用が必要な人には利用につなぎ、その他の制度・サービスが必要な人には、その利用につなげることが重要です。

そのために、既存の医療・保健・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

＜主要施策 4＞ 成年後見制度利用者のための相談体制の構築

福祉関係機関への調査では、「成年後見制度に関して、現在特に不足していると思われるもの」として、「相談先の明確化」と答えた事業所が50事業所中31事業所であったことから、制度利用が必要な人を発見した人が気軽に相談することができる機関が明確化されておらず、速やかな支援につながっていない状況がうかがえます。

そこで、市民および医療・福祉関係機関からの成年後見制度に関する相談の窓口として、中核機関を設置し、実際の相談については、必要に応じて地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会と連携し対応します。

また、何らかの理由で相談に結び付いていない人のなかで、制度利用が必要な人に対しては、中核機関を核とした能動的な相談体制を構築し、早期発見・早期対応を行います。

＜主要施策5＞本人に寄り添った成年後見人等の選任に向けた取組

成年後見人等を選任するのは家庭裁判所ですが、本人のニーズにあった成年後見人等を選任するためには、本人の状況を家庭裁判所が正しく知る必要があります。

そのために、市長申立ての場合は、今後も継続して、本人および申立て以前から本人と関わってきた医療・福祉関係機関等から、本人の意向の確認を行うとともに必要な支援内容を把握し、家庭裁判所に的確に伝えます。

また、必要に応じて司法に精通した専門職から助言を受ける等、よりよい支援につなげます。

なお、親族申立てのうち、中核機関や一次相談窓口が相談対応および申立て支援等を行った場合は、家庭裁判所に対応した旨を伝え、必要に応じて情報提供できる体制を構築します。

＜主要施策6＞成年後見等開始後の成年後見人等に対する相談体制の構築

成年後見人等選任後、成年後見人等を含めた利用者本人を支援するチームが編成され、継続的な支援を行うこととなります。本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うためには、本人と成年後見人等の両方を支える体制づくりが必要です。

特に、親族後見人の場合、専門職による助言が必要と考えられるため、親族後見人が選任後も孤立することなく、日常的に相談できる体制を整備します。

また、成年後見人等が成年後見等活動をする中でわからないことや、報告書作成等の事務が発生した場合、助言や指導等を行うバックアップ体制をつくります。

【目標3】担い手確保に向けた取組

＜主要施策7＞成年後見人等の確保（重点施策）

成年後見制度の円滑な利用のためには、専門職との連携を進めるとともに、法人後見や市民後見人^{*}等、担い手の確保が必要となります。

今後の成年後見制度の利用促進の取組により、若年期からの制度利用が想定されるため、支援の継続性がより重要となります。地域特性を活かしつつ、切れ目のない支援を行うためには、法人後見の活用が有効であるため、法人後見の活動支援および育成を進めます。

また、市民後見人の養成に向けた検討も、法人後見の取組と並行して行います。

※ 市民後見人とは、弁護士等の資格がなくても、成年後見制度の知識に関して一定の研修を受け、家庭裁判所に選任された市民のことをいいます。

＜主要施策8＞成年後見制度利用支援事業の充実

国の基本計画では、「成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること」と明記されています。

原則、成年後見制度を利用したときの成年後見人等への報酬は、利用者本人の財産の中から支払うこととなっています。しかし、本人が成年後見人等への報酬を支払う資産がない場合、成年後見人等が無報酬で支援を行うこととなります。

報酬が見込めないことが理由で、受任者がスムーズに見つからず、制度利用が必要な人への支援が遅れてしまうことを防ぐため、対象者拡充等の報酬助成制度の見直しを検討することで、受任しやすい環境づくりに努めます。

第6章 重点施策

1. 広報機能の充実

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や、内容についてあまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状があります。

市民へ広く制度が周知されるよう、中核機関だけでなく、地域連携ネットワークを構成する司法、行政、福祉、医療、地域等と協力し、啓発活動を行うとともに、制度利用が必要な人の早期発見を進めていきます。

広報啓発活動については、関係機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、医療・福祉機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携をしながら、以下の取組を行います。

■ 具体的な取組

取組	研修・講演会の開催(市民向け)		
概要	既存の認知症サポーター養成講座や障がい者サポーター研修会等を活用し、成年後見制度に関する周知啓発を図ります。		
計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	4回	5回	6回

取組	市ホームページ、回覧板、広報やつしろ等での周知		
概要	市民に身近な制度となるために、市ホームページ、回覧板、広報やつしろ、エフエムやつしろ等の既存の広報機能を活用し、年齢・地域を問わず、広く市民へ周知する活動を行います。		

取組	啓発パンフレット等の配布		
概要	成年後見制度の理解および中核機関の周知のために、パンフレット等を配布します。		
計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成部数	5,000部	5,000部	5,000部

2. 関係機関の理解促進

成年後見制度は、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所等の福祉関係事業所においても、制度のわかりづらさや、利用に至るまでの手続きの複雑さを感じており、制度利用にはハードルが高いという印象を持っている現状があります。

高齢者や知的障がい、精神障がいのある人へ実際に支援を行う専門職がこのような印象を持っていると、市民への制度の啓発も進みません。

そこで、市民向けの広報啓発を進めるとともに、専門職や関係機関を対象とした、以下の取組を行います。制度の周知および啓発を推進していく関係機関を増やし、制度の利用が必要な人の掘り起こしを進めます。

■具体的な取組

取組	研修会の開催(関係機関向け)		
概要	既存の権利擁護研修会や出前講座、市役所の職員研修を活用し、制度の周知啓発を推進するとともに、理解促進を図ります。		
計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	3回	4回	5回

3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・整備

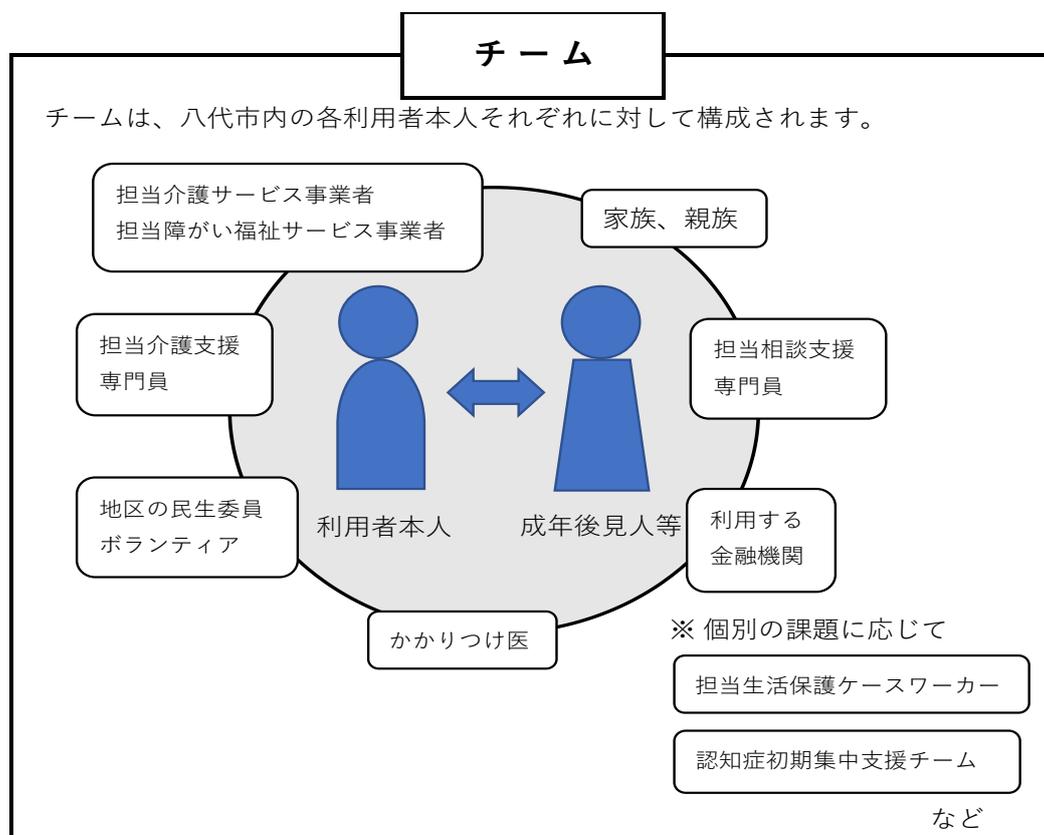
判断能力が不十分な人が、成年後見制度やその他の制度・サービスを利用することにより、権利や財産を侵害されることなく、安心して暮らしていくことができるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。また、その中核となる機関を設置します。

(1) 利用者本人を支援する成年後見人等を含めたチームの形成

本人を取り巻くチームの構成員として、家族や親族、成年後見人等、介護支援専門員や相談支援専門員、介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者、医療機関や金融機関、民生委員やボランティア等が挙げられます。

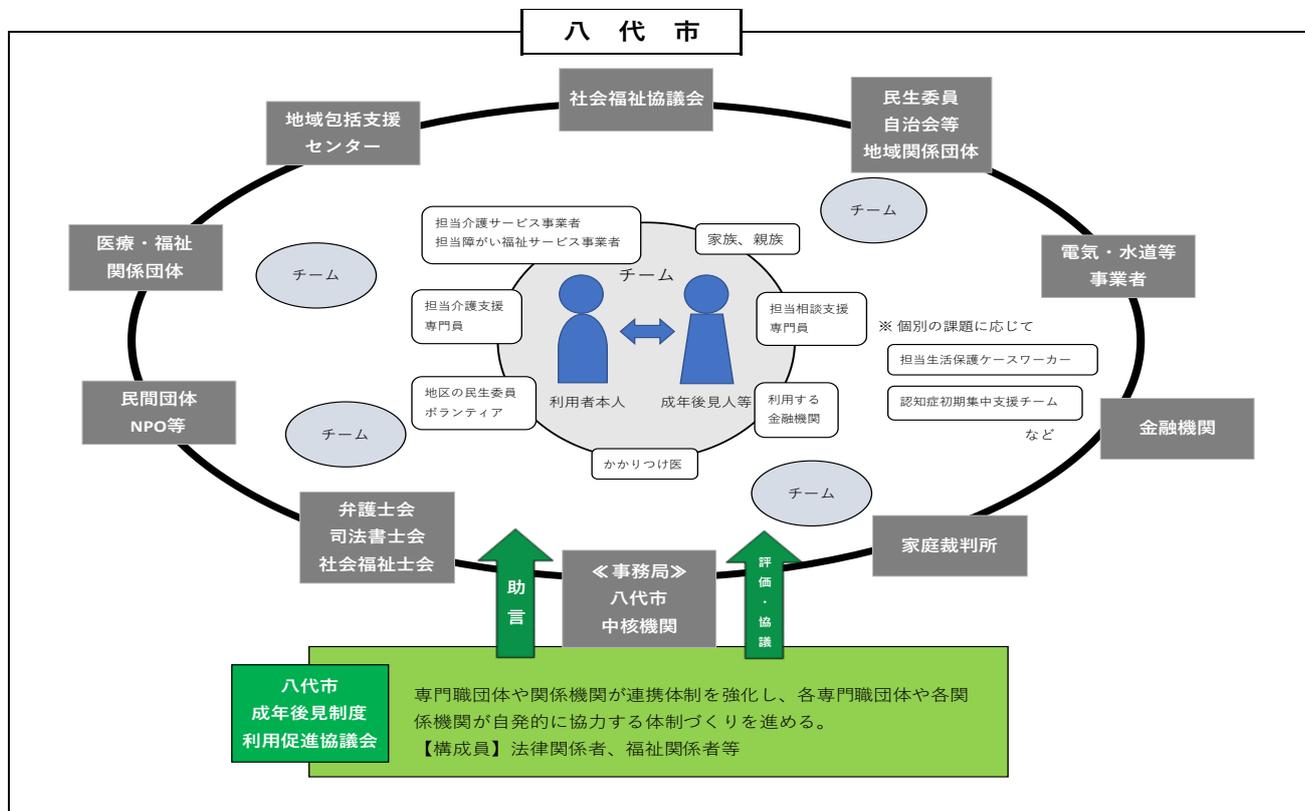
チームは、本人の状況に応じた関係機関により形成され、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制を構築します。

具体的には、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議、医療機関で行われるカンファレンス等の既存の仕組みに成年後見人等も参加し、必要に応じて、法律・福祉の専門職団体の助言も受けながら、支援方針の検討を行います。



(2) 成年後見制度利用促進のための協議会の設置

成年後見等開始の前後を問わず、利用者本人を支援するチームに対して、法律・福祉の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画することができるよう、既存の組織を活かしながら、各専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する体制を構築します。

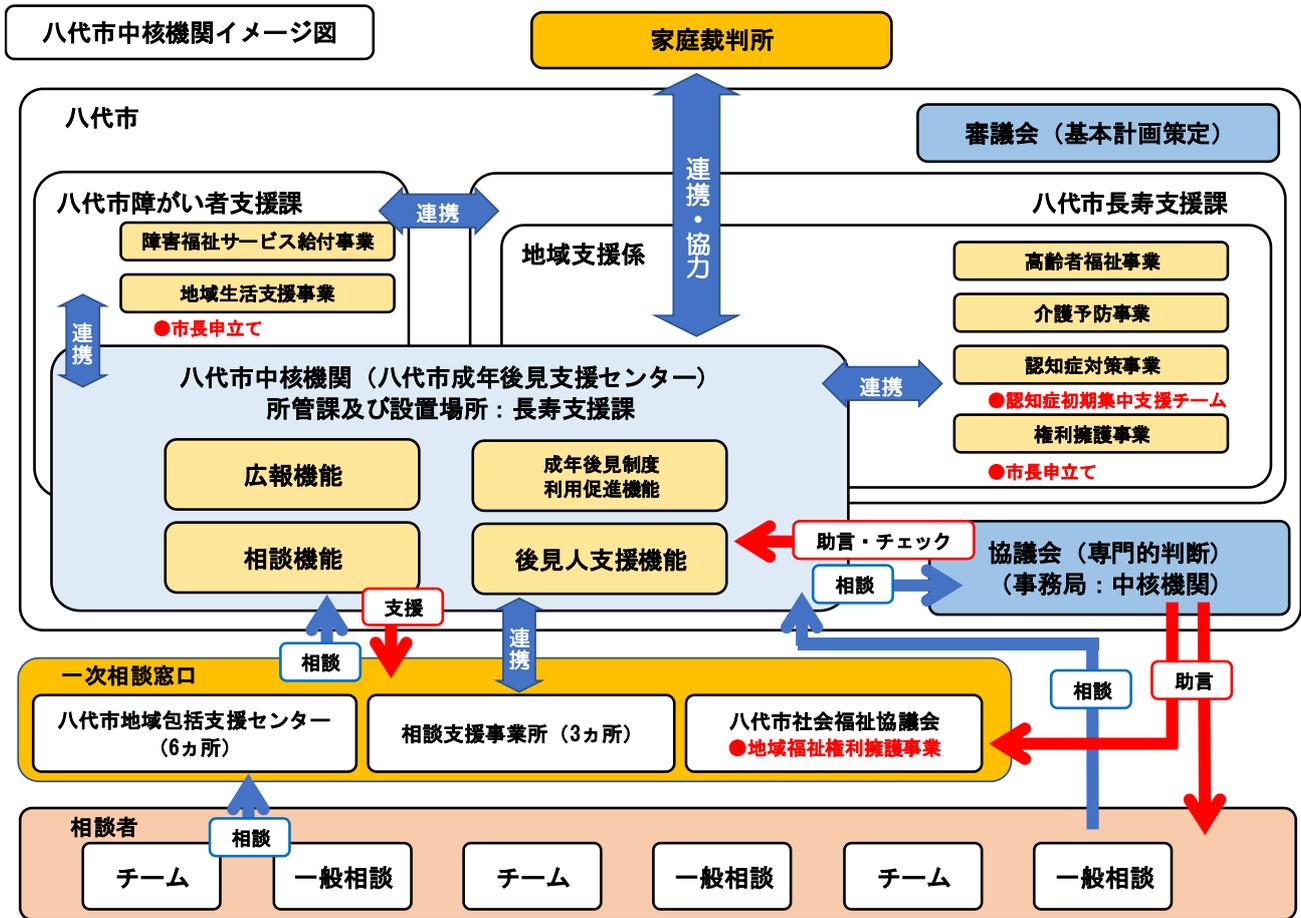


- 役割：①中核機関の活動状況等のチェックをします。
 ②チームおよび中核機関が利用者本人を支援する中で、法律・福祉の専門的知識が必要な場合に、助言を行います。
 (例) 経済的虐待、利用者本人に不動産等の財産がある、高額な借金がある等
 ③新たな法人後見受任法人が創設された場合、その法人の成年後見等活動の受任等に関する審議機関を担います。(審議機関には、市も含まれます。)
 ④その他、中核機関が必要と認める場合に協議を行います。

構成員：熊本県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート熊本支部、熊本県社会福祉会権利擁護センターぱあとなあ熊本、八代市社会福祉協議会、相談支援事業所、八代市地域包括支援センター

取組	役割②：チームおよび中核機関に対する助言		
概要	チームおよび中核機関が法律・福祉の専門的知識が必要な場合、協議会構成員のうち該当する専門職がチームおよび中核機関が開催する会議等へ出席して、専門的助言を行います。		
計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出席回数	3回	4回	4回

(3) 成年後見制度利用促進のための中核機関の開設・運営



役割：専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する機関です。

地域連携ネットワークや中核機関が担うべき4つの機能[※]について、段階的・計画的に整備します。

役割	内容
司令塔	権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を担う。
事務局	協議会の運営を担う。
進行管理	個別のチームに対する専門職等によるバックアップを担保する。

※ 地域連携ネットワークや中核機関が担うべき4つの機能とは、国の基本計画において記されている「広報機能」、「相談機能」、「利用促進機能」、「後見人支援機能」のことをいいます。

構成員：市長寿支援課、市障がい者支援課

本市においては、これまで成年後見制度に関する業務を市長寿支援課および市障がい者支援課が中心に実施してきました。

そのため、成年後見制度に関するノウハウや、家庭裁判所を含め関係機関とのつながりがあることから、成年後見制度利用促進のための中核機関を開設します。

方 法：市民やチーム、一次相談窓口からの成年後見制度に関する相談を受け付け、必要に応じて、支援を行います。

成年後見制度以外の福祉サービス等も導入することが適切と判断される場合には、市役所関係部署、利用者本人にかかわる関係機関等と連携を図ります。

また、家庭裁判所と連携・協力をしつつ、定期的な協議会による助言・チェック体制を構築します。

4. 成年後見人等の確保

現在、本市における法人後見は、八代市社会福祉協議会のみが担っています。八代市社会福祉協議会は、成年後見制度に関する一次相談窓口であり、地域福祉権利擁護事業[※]も担っていることから、法人後見に適した法人と考えられます。地域福祉権利擁護事業の活用を通じての成年後見制度へのスムーズな移行等を進める必要があるため、今後もさらに連携・支援を進めていきます。

また、法人後見は、関係機関との連絡調整も取りやすいというメリットがあるため、現在法人後見を受任している八代市社会福祉協議会以外の法人についても、さらに育成を進めていきます。

併せて、八代市社会福祉協議会や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体と連携し、市民後見人の養成に向けた取組を行います。

※ 地域福祉権利擁護事業とは、日常生活自立支援事業とも言い、社会福祉協議会が認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等を対象として実施する福祉サービス利用援助および日常的な金銭管理のサービスです。ただし、事業の契約にあたっては、契約内容を理解し、必要性を判断できる能力が必要です。

■ 具体的な取組

取 組	八代市社会福祉協議会の法人後見への支援		
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業の活用を通じての成年後見制度へのスムーズな移行のために、地域福祉権利擁護事業利用者についての成年後見制度市長申立て要請のときには、八代市社会福祉協議会と情報共有を図ります。 ・成年後見制度に移行する利用者の状況に応じて、今後も継続して、八代市社会福祉協議会が支援することが望ましいと判断される場合には、八代市社会福祉協議会を法人後見として受任者調整を行うとともに、成年後見等活動の支援を行います。 		
計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受任実件数	3件	5件	8件

取 組	法人後見の育成・支援		
概 要	現在、法人後見を受任している八代市社会福祉協議会以外にも、法人後見を受任する法人（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）の募集等を行い、育成・支援を図ります。		
計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法人後見実数	1法人	2法人	2法人

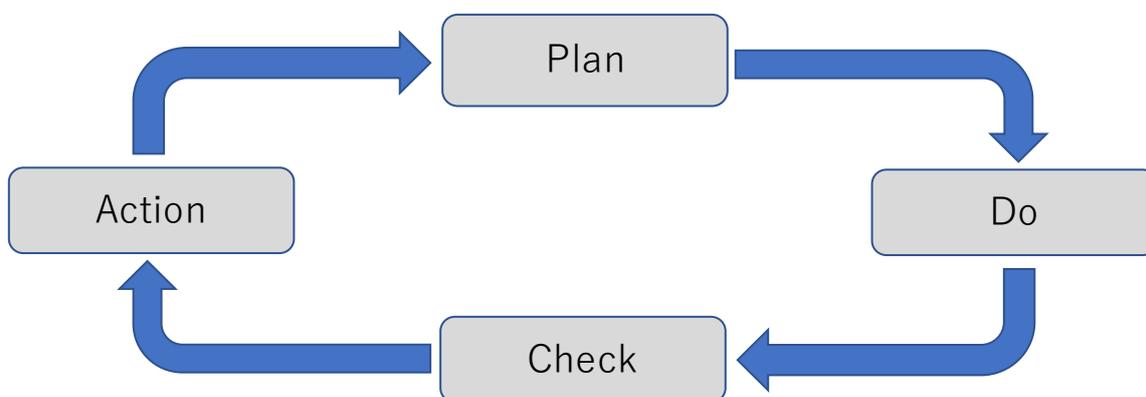
※ 八代市社会福祉協議会を含む

第7章 計画の評価および進行管理

本計画に基づく、各施策および事業の進行管理を行い、達成状況や進捗状況を評価・点検し、必要に応じて見直しを行います。いわゆる「PDCAサイクル」は、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」の順に実施していくプロセスです。

本計画の確認および評価は、八代市成年後見制度利用促進審議会において、年度ごとに行っていきます。

《PDCAサイクルのイメージ》



参 考 資 料

1. 成年後見制度の利用の促進に関する法律
2. 八代市成年後見制度利用促進審議会条例
3. 八代市成年後見制度利用促進審議会委員名簿
4. 八代市成年後見制度利用促進計画策定経過

1. 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年四月十五日)

(法律第二十九号)

第九十回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二八年四月一五日法律第二九号

成年後見制度の利用の促進に関する法律をここに公布する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（平二八法二九・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年後見人及び成年後見監督人

二 保佐人及び保佐監督人

三 補助人及び補助監督人

四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年被後見人

二 被保佐人

三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若し

くはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連

携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用さ

れるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一成年後見制度の利用の促進に関する目標

二成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（平二八法二九・一部改正）

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

（平二八法二九・全改）

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（平二八法二九・旧第六章繰上）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審

議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十三条繰上)

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十四条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行)

(平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行)

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

2. 八代市成年後見制度利用促進審議会条例

令和2年3月24日

条例第14号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、八代市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法律に関し優れた識見を有する者
- (2) 医療又は福祉に関し優れた識見を有する者
- (3) 成年後見制度に関し優れた識見を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部長寿支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3. 八代市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

任期：令和2年5月12日～令和5年5月11日
(敬称略・五十音順)

氏名	職(所属)等	条例第3条 該当要件	備考
稲田 卓也	八代市民生委員児童委員協議会 会長	(2) 福祉	
尾田 正幸	八代郡医師会 代表	(2) 医療	
隈部 依里	熊本県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ熊本 代表	(2) 福祉 (3) 成年後見制度	
紫藤 千子	紫藤社会福祉士事務所 (熊本学園大学 非常勤講師)	(3) 成年後見制度	会長
田上 裕輝	熊本県弁護士会 高齢者・障害者に関する委員会 副委員長	(1) 法律 (3) 成年後見制度	
丁畑 博胤	成年後見センター・ リーガルサポート熊本支部 副支部長	(1) 法律 (3) 成年後見制度	
藤本 賢一	かんねさこ荘相談支援事業所 所長	(2) 福祉	
本田 荘介	八代市医師会 理事	(2) 医療	
松下 和聖	八代市第6地域包括支援センター センター長	(2) 福祉	
松本 博昭	八代市社会福祉協議会 事務局長	(2) 福祉	副会長
田中 宏信	熊本家庭裁判所八代支部 庶務課長兼主任書記官	【条例第6条】 オブザーバー	

4. 八代市成年後見制度利用促進計画策定経過

時 期		内 容
令和元年度	R2. 1. 10 ～R2. 1. 31	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
令和2年度	R2. 6. 5	第1回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・委嘱状交付、会長・副会長選任 ・八代市の現状、課題 ・第1期 八代市成年後見制度利用促進計画構成案
	R2. 6. 24	第1回八代市成年後見制度利用促進会議 ・中核機関で行うべき業務
	R2. 6. 30 ～R2. 7. 22	障がい者計画策定に関するアンケート
	R2. 8. 18	第2回八代市成年後見制度利用促進会議 ・中核機関で行うべき業務 ・第1期 八代市成年後見制度利用促進計画における重点施策
	R2. 9. 18	第2回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・第1期 八代市成年後見制度利用促進計画（素案）
	R2. 9. 25 ～R2. 10. 6	高齢福祉分野・障がい福祉分野の関係機関への調査
	R2. 9. 25 ～R2. 10. 6	成年後見制度に関する専門職団体への調査
	R2. 10. 23	第3回八代市成年後見制度利用促進会議 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび協議会 ・法人後見の育成・支援
	R2. 11. 6	第3回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・第1期 八代市成年後見制度利用促進計画（素案）
	R2. 12. 15 ～R3. 1. 8	パブリックコメントの募集
	R3. 1. 29	第4回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・第1期 八代市成年後見制度利用促進計画（素案）
	R3. 2. 10	八代市成年後見制度利用促進審議会より計画書（案）提出
	R3. 2. 22	第1期 八代市成年後見制度利用促進計画の決定

令和3年度～令和5年度

第1期 八代市成年後見制度利用促進計画

令和3年3月

発行 八代市健康福祉部 長寿支援課

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

電話 (0965) 33-4436

FAX (0965) 33-8983